第６５号議案

久留米市文化財収蔵資料審議会委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

平成２７年１０月２３日

教育長　　堤　正則

提案理由

久留米市文化財収蔵資料審議会委員の任期満了に伴い、久留米市文化財収蔵資料審議会規則第４条の規定により、後任の委員を委嘱しようとするものである。

久留米市文化財収蔵資料審議会委員の委嘱について

久留米市文化財収蔵資料審議会規則第４条により、下記の者を久留米市文化財収蔵資料審議会委員に委嘱する。

記

区　　分	氏　　名	所　　属	任　　期
歴　　史	※江藤（えとう）　彰彦（あきひこ）	久留米大学経済学部 文化経済学科教授	平成 27 年 11 月 1 日 ～ 平成 29 年 10 月 31 日
歴　　史	吉田（よしだ）　洋一（よういち）	久留米大学文学部 国際文化学科准教授	
美術工芸	植野（うえの）　かおり	立花家史料館館長	
美術工芸	國生（こくしょう）　知子（ともこ）	福岡県教育庁総務部文化財保護課 技術主査・学芸員	
美術工芸	吉永（よしなが）　陽三（ようぞう）	学識経験者 （元佐賀県立博物館・美術館副館長）	
考　　古	大津（おおつ）　忠彦（ただひこ）	筑紫女学園大学 文学部アジア文化学科教授	
民　　俗	吉留（よしどめ）　優子（ゆうこ）	学識経験者 （元九州産業大学美術館主任学芸員）	
教育普及	後藤（ごとう）　純子（じゅんこ）	石橋美術館総務課長	

※印は新規

久留米市文化財収蔵資料審議会委員新旧対照表

区　　分	旧　名　簿		新　名　簿	
	氏　　名	所　　属	氏　　名	所　　属
歴　　史	中野（なかの）　等（ひとし）	九州大学大学院 比較社会文化研究院教授	※江藤（えとう）　彰彦（あきひこ）	久留米大学経済学部 文化経済学科教授
歴　　史	吉田（よしだ）　洋一（よういち）	久留米大学文学部 国際文化学科准教授	吉田（よしだ）　洋一（よういち）	久留米大学文学部 国際文化学科准教授
美術工芸	植野（うえの）　かおり	立花家史料館館長	植野（うえの）　かおり	立花家史料館館長
美術工芸	國生（こくしょう）　知子（ともこ）	福岡県教育庁総務部 文化財保護課 技術主査・学芸員	國生（こくしょう）　知子（ともこ）	福岡県教育庁総務部 文化財保護課 技術主査・学芸員
美術工芸	吉永（よしなが）　陽三（ようぞう）	学識経験者 （元佐賀県立博物館・ 美術館副館長）	吉永（よしなが）　陽三（ようぞう）	学識経験者 （元佐賀県立博物館・ 美術館副館長）
考　　古	大津（おおつ）　忠彦（ただひこ）	筑紫女学園大学文学部 アジア文化学科教授	大津（おおつ）　忠彦（ただひこ）	筑紫女学園大学文学部 アジア文化学科教授
民　　俗	吉留（よしどめ）　優子（ゆうこ）	学識経験者 （元九州産業大学美術館主任学芸員）	吉留（よしどめ）　優子（ゆうこ）	学識経験者 （元九州産業大学美術館 主任学芸員）
教育普及	後藤（ごとう）　純子（じゅんこ）	石橋美術館総務課長	後藤（ごとう）　純子（じゅんこ）	石橋美術館総務課長

○久留米市文化財収蔵資料審議会規則

昭和 58 年 10 月 1 日

久留米市教育委員会規則第 3 号

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

(趣旨)

第 1 条　この規則は、久留米市附属機関の設置に関する条例(昭和 33 年久留米市条例第 8 号)第 3 条の規定に基づき、久留米市文化財収蔵資料審議会(以下「審議会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条　審議会は、教育委員会の諮問に応じ、文化財収蔵資料の受入れに関し必要な事項について調査審議し、意見を答申するものとする。

(組織)

第 3 条　審議会は、委員 10 人以内をもつて組織する。

2　前項の委員のほか、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員)

第 4 条　委員及び臨時委員は、学識経験者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(委員の任期)

第 5 条　委員(第 3 条第 2 項に規定する臨時委員を除く。以下次項において同じ。)の任期は 2 年とする。ただし、再任をさまたげない。

2　補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

3　第 3 条第 2 項に規定する臨時委員は、同項に規定する特別の事項の調査審議が終つたときは、退任するものとする。

第６６号議案

平成２８年度久留米市立高等学校入学者選抜要項について

上記の議案を提出する。

平成２７年１０月２３日

教育長　　堤　　正則

提案理由

平成２８年度久留米市立高等学校入学者選抜要項を定めようとするものである。

平成２８年度久留米市立高等学校入学者選抜要項

久留米市立高等学校学則（昭和３２年久留米市教育委員会規則第４号）第１１条第３項の規定により、別紙のとおり平成２８年度久留米市立高等学校入学者選抜要項を定める。

平成２８年度久留米市立高等学校入学者選抜要項（概要）

久留米市教育委員会学校教育課

１　入学定員等

学　校　名	課　程	学　　科	入学定員
久留米商業高等学校	全日制	経営科学科 （含:特別進学ｺｰｽ）	２４０人 （内８０人）
南筑高等学校	全日制	普通科	２４０人

２　選抜試験概要

試験の名称	出願期間	試験日	合格発表	試験科目等
推薦入試	２月　１日～２月　４日	２月　８日	３月１５日	面接・作文・実技
一般入試（学力検査）	２月１５日～２月２２日	３月　８日	３月１５日	国語・数学・社会・理科・英語
補充募集	３月１６日～３月２２日	３月２３日	３月２５日	面接・一般入試の成績

※推薦入試の選考結果通知は２月１５日とする。

※３月１５日の合格発表では、志願先高校のホームページ上にも合格者番号を掲載する。

３　募集人員

学　校　名	推薦入試	一般入試	計
久留米商業高等学校	７２人程度（３０％）	入学定員 240 人より推薦合格者数を減じた数	２４０人
南筑高等学校	７２人程度（３０％）	入学定員 240 人より推薦合格者数を減じた数	２４０人

４　その他

①　帰国生徒特例措置

帰国生徒に対して以下の措置を講ずる。

・　学力検査時間を延長する（国語 25 分延長、その他の教科 15 分延長）

・　学力検査問題の一部について、漢字振り仮名表を用意する

・　志願先高等学校において、帰国生徒特例学力検査室を設ける

②　身体に障害のある生徒への特別措置

障害のある生徒に対して、受検上の特別措置を講ずる。

久留米市立高等学校学則

昭和32年6月1日

久留米市教育委員会規則第4号

(入学)

第11条　高等学校に入学することができる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は学校教育法施行規則第95条の規定により中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者とする。

2　入学は、校長が許可する。

3　入学志願者の選抜は、別に定めるところによる。

4　第1学年の途中又は第2学年以上に入学を許可される者は、相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認められた者とする。

(平元教規則6・全改、平12教規則9・平22教規則4・一部改正)

(入学願書)

第12条　入学志願者は、所定の入学願書(第2号様式)、その他必要な書類を添え出身学校長を経て校長に願出なければならない。

(平元教規則6・旧第14条繰上)

(誓約書)

第13条　入学を許可された者は、10日以内に保護者と連署した誓約書(第3号様式)を校長に提出しなければならない。

2　前項に規定する保護者は、次の各号に該当する者で、学校に対して生徒に関する一切の責任を負うことができるものでなければならない。ただし、校長において不適当と認めるときは、これを変更させることができる。

(1)　本人の父母、兄姉、後見人又は縁故者

(2)　成年者で独立の生計を営む者

3　保護者を変更し、又は保護者の住所氏名等に変動があつたときは、直ちに校長に届出なければならない。

(平元教規則6・旧第15条繰上・一部改正、平12教規則9・一部改正)

第６７号議案

久留米市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成２７年１０月２３日

教育長　　堤　正則

提案理由

奨学金制度を見直し、奨学金の額等を改めるため、条例施行規則の一部を改正しようとするものである。

久留米市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則

久留米市奨学金条例施行規則（昭和４４年久留米市教育委員会規則第４号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号中「学校長の奨学生推せん調書」を「奨学生推薦調書」に改める。

第３条の次に次の１条を加える。

（採用予約）

第３条の２　奨学生の出願資格を有する者は、進学を条件として奨学生の採用を予約することができる。

第５条から第７条までを次のように改める。

（奨学金の額及び交付）

第５条　奨学金の額は、次に掲げる額を基本として教育長が定める。

学校種別	入学一時金	月奨学金
国立及び公立の高等学校等	２０，０００円	月額５，０００円 （高校生等奨学給付金の支給要件を満たさない者は、月額７，０００円）
私立の高等学校等	３０，０００円	月額７，０００円

２　奨学金のうち入学一時金は５月に、月奨学金は６月、９月、１２月及び３月に当該月以前３か月分を保護者に交付するものとする。ただし、特別の事情があるときは、それらの月と異なる月に交付することができる。

（異動の届出）

第６条　次の各号に該当する事項が生じたときは、保護者は異動届（第５号様式）にその事実を証する書類を添え、速やかに委員会に届け出なければならない。

(1)本人又は保護者の住所に異動があったとき。

⑵ 休学、復学、転学若しくは退学をし、又は停学の処分を受けたとき。

⑶ 条例第２条に規定する受給資格を失ったとき。

⑷ その他重要な事項に異動があったとき。

（特に認める支給）

第７条　条例第２条第４号の特に認める支給は、高校生等奨学給付金の支給とする。

第１号様式から第３号様式までを次のように改める。

第１号様式（第２条関係）

奨 学 金 給 付 申 請 書

年　　月　　日

久留米市教育委員会　宛て

本　人　氏名

保護者　氏名

久留米市奨学金条例に基づく奨学金の給付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

学　校　長 検　　印	

志望学校名 又は 在籍学校名		高　等　学　校 （　第　　学　年　）				
本人	フ　リ　ガ　ナ 氏　　名		生年 月日	年　　月　　日 （満　　歳）		
	現　住　所	〒　　（電話番号　　―　　―　　）				
	中　学　校　名 （在籍又は卒業）	中　学　校				
保護者	氏　　名		続柄	本人の	職業	
	住　　所	〒　　（電話番号　　―　　―　　）				
申請の理由						

第２号様式（第２条関係）

奨 学 生 推 薦 調 書

年　　月　　日

久留米市教育委員会　宛て

学校名

校長氏名　　㊞

下記の者を久留米市奨学金奨学生として適当と認め推薦いたします。

氏　　名	
在籍学校名	中　学　校 高　等　学　校 （　　学　科　・　第　　学　年　）
人　物　所　見	
家　庭　状　況	
そ　の　他 特　記　事　項	
総　合　所　見	
他の奨学金等の 受　給　状　況	有　・　無 （※有の場合　種類：　　）
学校長推薦順位	推薦人員　　人中　　位

第３号様式（第２条関係）

世　帯　調　書

年　　月　　日

久留米市教育委員会　宛て

本　人氏名

保護者住所
氏名

下記のとおり相違ありません。

	続柄	氏　　名	年齢	同居別居	所得の種類		備考 学生は学校種類・学年を記入（○学校○年生等）
					給与収入額 千円	その他所得額 千円	
同一生計の家族状況	本人						
			合　　計				

※１　年齢は　　年　　月　　日現在で記入してください。
　２　収入・所得の欄は、市町村発行の所得証明書の金額を記入してください。
　３　備考欄には、小(中・高・大等)学校○年生等就学状況を記入してください。

※世帯人員等集計

世帯人員	母子父子家庭等児童数	障害者数	就労者数

１　母子父子家庭等児童数は、母子父子家庭等における１８歳以下の児童数
２　障害者数は、障害者手帳をお持ちの方の数（手帳の写添付）
３　就労者数は、就労している方の数（年金収入のみの方を除く。）

【承諾書】

私は、久留米市教育委員会が「久留米市奨学金」事務のために、住民票上同一の世帯全員の所得・課税の状況に関する資料の確認を行うことを承諾します。

保護者氏名　　㊞　（保護者生年月日　　年　　月　　日）

※この欄の承諾は任意のものです。この欄の承諾をした場合は、奨学生決定後、住民票の写し及び世帯員の所得証明書の提出が不要になります。

第５号様式を次のように改める。

第５号様式(第６条関係)

年　　月　　日

異　　動　　届

久留米市教育委員会　宛て

保護者　住　所
氏　名

このたび次のとおり異動を生じましたので、お届けします。

異　　動　　事　　項		異動年月日
旧	新	

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の日前から引き続き改正前の久留米市奨学金条例施行規則の規定による奨学金の給付を受けている者又は受けることを希望している者に係る奨学金の額及び交付については、改正後の第５条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

久留米市奨学金条例施行規則（昭和４４年教育委員会規則第４号）新旧対照表

（旧）改正前	（新）改正後
○久留米市奨学金条例施行規則	○久留米市奨学金条例施行規則
（目的） 第１条　この規則は、久留米市奨学金条例（昭和４４年久留米市条例第５号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。	第１条　略
（申請書の提出） 第２条　奨学金の給付を受けようとする者は、次に掲げる書類を添え、在学学校長を経て教育委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。 (1) 奨学金給付申請書（第１号様式） (2) 学校長の奨学生推せん調書（第２号様式） (3) 世帯調書（第３号様式） (4) 住民票の写し (5) 世帯員の所得証明書	（申請書の提出） 第２条　奨学金の給付を受けようとする者は、次に掲げる書類を添え、在学学校長を経て教育委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。 (1) 奨学金給付申請書（第１号様式） (2) 奨学生推薦調書（第２号様式） (3) 世帯調書（第３号様式） (4) 住民票の写し (5) 世帯員の所得証明書
（奨学生の決定） 第３条　委員会は、前条の申請書が提出されたときは、次条第１項に規定する審議委員会による奨学生候補者の選考を経て、奨学生の決定を行うものとする。 ２　前項の決定をしたときは、その旨を申請者及びその他必要と認める関係者に通知する。	第３条　略
	（採用予約） 第３条の２ 奨学生の出願資格を有する者は、進学を条件として奨学生の採用を予約することができる。
（奨学金奨学生審議委員会） 第４条　奨学生候補者の選考を行うため久留米市奨学金奨学生審議委員会（以下「審議委員会」という。）を置く。 ２　審議委員会の委員は、１０人とし、次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める人数の委員を委員会が任命する。 (1) 市立中学校長　５人	第４条　略

<table>
<tr>
<td>
(2) 市立高等学校長　２人
(3) 委員会事務局の職員　３人
３　審議委員会に委員長及び副委員長各１人を置き、委員長については市立中学校長のうちから、副委員長については市立高等学校長のうちから委員会が指名する者をもって充てる。
４　審議委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。ただし、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
５　審議委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
</td>
<td></td>
</tr>
<tr>
<td>
（奨学金の額及び交付）
第５条　奨学金は、月額７，０００円とする。
２　奨学金は、３月分をまとめて６月、９月、１２月及び３月に保護者に交付する。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。
</td>
<td>
（奨学金の額及び交付）
第５条　奨学金の額は、次に掲げる額を基本として教育長が定める。
<table>
<tr><th>学校種別</th><th>入学一時金</th><th>月奨学金</th></tr>
<tr><td>国立及び公立の高等学校等</td><td>２０，０００円</td><td>月額５，０００円
（高校生等奨学給付金の支給要件を満たさない者は月額７，０００円）</td></tr>
<tr><td>私立の高等学校等</td><td>３０，０００円</td><td>月額７，０００円</td></tr>
</table>
２　奨学金のうち入学一時金は５月に、月奨学金は６月、９月、１２月及び３月に当該月以前３か月分を保護者に交付するものとする。ただし、特別の事情があるときは、それらの月と異なる月に交付することができる。
</td>
</tr>
<tr>
<td>
（異動の届出）
第６条　次の各号に該当する事項が生じたときは、保護者は異動届（第５号様式）にその事実を証する書類を添え、すみやかに委員会に届出なければならない。
(1) 休学、復学、転学または退学しようとするとき。
(2) 停学その他の処分を受けたとき。
</td>
<td>
（異動の届出）
第６条　次の各号に該当する事項が生じたときは、保護者は異動届（第５号様式）にその事実を証する書類を添え、速やかに委員会に届け出なければならない。
(1) 本人又は保護者の住所に異動があったとき。
(2) 休学、復学、転学若しくは退学をし、又は
</td>
</tr>
</table>

(3)本人の住所その他重要な事項に異動があつたとき。	停学の処分を受けたとき。 (3)条例第２条に規定する受給資格を失ったとき。 (4)その他重要な事項に異動があったとき。
（特に認める貸付け） 第７条　条例第２条第４号の規定による特に認める貸付けは、母子父子寡婦福祉資金の貸付けとする。	（特に認める支給） 第７条　条例第２条第４号の規定による特に認める支給は、高校生等奨学給付金の支給とする。
	附　則（平成２７年１０月２３日教育委員会施行規則第　　号 （施行期日） １　この規則は、平成２８年４月１日から施行する。 （経過措置） ２　この規則の施行の日前から引き続き改正前の久留米市奨学金条例施行規則の規定による奨学金の給付を受けている者又は受けることを希望している者に係る奨学金の額及び交付については、改正後の第５条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
第１号様式（第２条関係） （別紙） 第２号様式（第２条関係） （別紙） 第３号様式（第２条関係） （別紙） 第４号様式削除 第５号様式（第６条関係） （別紙）	第１号様式（第２条関係） （別紙）（平２７教規則　　・一部改正） 第２号様式（第２条関係） （別紙）（平２７教規則　　・一部改正） 第３号様式（第２条関係） （別紙）（平２７教規則　　・一部改正） 第４号様式削除 第５号様式（第６条関係） （別紙）（平２７教規則　　・一部改正）

議案６７－資料４

（旧）改正前

第１号様式(第２条関係)

奨　学　金　給　付　申　請　書

年　　月　　日

久留米市教育委員会　あて

本　人　氏名　　㊞

保護者　氏名　　㊞

久留米市奨学金条例に基づき奨学金の給付を受けたく関係書類を添えて申請いたします。

学　校　長 検　　印	

志望学校名		高　等　学　校			
本人	フ　リ　ガ　ナ		性別	男　・　女	
	氏　　名		生年月日	年　月　日 (満　　歳)	
	現　住　所	〒　　(電話番号　　―　　―　　)			
	在学中学校名	中　学　校			
	保護者氏名		続柄	本人の	職業
	保護者の住所	〒　　(電話番号　　―　　―　　)			

申請の理由

（新）改正後

第１号様式（第２条関係）

奨　学　金　給　付　申　請　書

年　　月　　日

久留米市教育委員会　宛て

本　人　氏名

保護者　氏名

久留米市奨学金条例に基づく奨学金の給付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

学　校　長 検　　印	

志望学校名 又は 在籍学校名		高　等　学　校 (　第　　学　年　)			
本人	フ　リ　ガ　ナ 氏　　名		生年月日	年　月　日 (満　　歳)	
	現　住　所	〒　　(電話番号　　―　　―　　)			
	中学校名 (在籍又は卒業)	中　学　校			
保護者	氏　　名		続柄	本人の	職業
	住　　所	〒　　(電話番号　　―　　―　　)			

申請の理由

議案６７－資料５

（旧）改正前

第２号様式(第２条関係)

奨 学 生 推 薦 調 書

年　　月　　日

久留米市教育委員会　あて

中学校名

校 長 名　　㊞

下記の者を久留米市奨学金奨学生として適当と認め推薦いたします。

志望学校名	高　等　学　校		学　　科	
氏　　名	男・女			

学　業　成　績				人　物　所　見
学年 / 科目	１年	２年	３年	
国　　語				
社　　会				健　康　状　況
数　　学				
理　　科				
音　　楽				
美　　術				家　庭　状　況
保健体育				
技術家庭				
英　　語				
学科平均				総　合　所　見
出席状況　年間授業日数	日	日	日	
出席状況　出　席　日　数	日	日	日	
出席状況　欠　席　日　数	日	日	日	
出席状況　欠席の主な理由				学校長推薦順位
				応募人員　　人中　　位

（新）改正後

第２号様式（第２条関係）

奨 学 生 推 薦 調 書

年　　月　　日

久留米市教育委員会　宛て

学校名

校長氏名　　㊞

下記の者を久留米市奨学金奨学生として適当と認め推薦いたします。

氏　　名	
在籍学校名	中　学　校 高　等　学　校 （　　学　科　・　第　　学　年　）
人　物　所　見	
家　庭　状　況	
そ　の　他 特　記　事　項	
総　合　所　見	
他の奨学金等の 受　給　状　況	有　・　無 （※有の場合　種類：　　）
学校長推薦順位	推薦人員　　人中　　位

（旧）改正前

第３号様式（第２条関係）

世　帯　調　書

年　　月　　日

久留米市教育委員会　あて

本　人　氏名　　㊞

保護者　氏名　　㊞

下記のとおり相違ありません。

	続柄	氏　　名	年齢	同居別居	所得の種類		備考
					給与収入額 千円	その他所得額 千円	学生は学校種類・学年を記入（○学校○年生等）
同一生計の家族状況	本人						
			合　計				

※１　年齢は　　年　　月　　日現在で記入してください。

２　収入・所得の欄は、市町村発行の所得証明書の金額を記入してください。

３　備考欄には、小(中・高・大等)学校○年生等就学状況を記入してください。

※世帯人員等集計

世帯人員	母子父子家庭等児童数	障害者数	就労者数

１　母子父子家庭等児童数は、母子父子家庭等における１８歳以下の児童数。

２　障害者数は、障害者手帳をお持ちの方の数（手帳の写添付）。

３　就労者数は、就労してある方の数（年金収入のみの方を除く）。

（新）改正後

第３号様式（第２条関係）

世　帯　調　書

年　　月　　日

久留米市教育委員会　宛て

本　人氏名

保護者住所

氏名

下記のとおり相違ありません。

	続柄	氏　　名	年齢	同居別居	所得の種類		備考
					給与収入額 千円	その他所得額 千円	学生は学校種類・学年を記入（○学校○年生等）
同一生計の家族状況	本人						
			合　計				

※１　年齢は　　年　　月　　日現在で記入してください。

２　収入・所得の欄は、市町村発行の所得証明書の金額を記入してください。

３　備考欄には、小(中・高・大等)学校○年生等就学状況を記入してください。

※世帯人員等集計

世帯人員	母子父子家庭等児童数	障害者数	就労者数

１　母子父子家庭等児童数は、母子父子家庭等における１８歳以下の児童数

２　障害者数は、障害者手帳をお持ちの方の数（手帳の写添付）

３　就労者数は、就労している方の数（年金収入のみの方を除く。）

【承諾書】

私は、久留米市教育委員会が「久留米市奨学金」事務のために、住民票上同一の世帯全員の所得・課税の状況に関する資料の確認を行うことを承諾します。

保護者氏名　　㊞　（保護者生年月日　　年　　月　　日）

※この欄の承諾は任意のものです。この欄の承諾をした場合は、奨学生決定後、住民票の写し及び世帯員の所得証明書の提出が不要になります。

議案６７－資料７

（旧）改正前

第５号様式（第６条関係）

決定番号第　　号

異　　動　　届

年　　月　　日

久留米市教育委員会　あて

保護者　住　所
氏　名　　印

このたび次のとおり異動を生じましたので、お届けします。

異　動　事　項		異動年月日
旧	新	

（新）改正後

第５号様式（第６条関係）

年　　月　　日

異　　動　　届

久留米市教育委員会　宛て

保護者　住　所
氏　名

このたび次のとおり異動を生じましたので、お届けします。

異　動　事　項		異動年月日
旧	新	

議　案　説　明　資　料
平成 27 年 10 月 23 日
教育部　学校教育課

久留米市奨学金条例施行規則の一部改正について

１　久留米市奨学金の目的

経済的理由により高等学校等の修学困難な者に対し奨学資金を給付し、就学の途を開き、有用な人材を育成することを目的とする。

２　改正理由

奨学金制度を見直し、奨学金の額等を改めるため

３　主な改正内容

＜現行制度＞

	条　例	規　則
資　格	（第２条 第４号） 他の奨学機関等から学資の支給又は貸付け（特に認める貸付けを除く。）を受けていない者	（第７条） 特に認める貸付けは、母子父子寡婦福祉資金
奨学金の額及び交付	（第３条） 月額 7,000 円以内において毎年度予算の範囲内で委員会が定める。	（第５条） 月額 7,000 円
		３月分をまとめて６月、９月、１２月及び３月に保護者に交付する。

＜改正後＞

		条　例	規　則
資　格		（第２条 第４号） 他の奨学機関等から学資の支給（特に認める支給を除く。）を受けていない者	（第７条） 特に認める支給は、高校生等奨学給付金
奨学金の額及び交付	公立	（第３条） 入学一時金　20,000 円以内 月奨学金　　5,000 円以内 ※別に定める基準に該当する者は、7,000 円以内	（第５条） 入学一時金　20,000 円 月奨学金　　5,000 円 ※高校生等奨学給付金の支給要件を満たさない者は、7,000 円
	私立	入学一時金　30,000 円以内 月奨学金　　7,000 円以内	入学一時金　30,000 円 月奨学金　　7,000 円
			入学一時金は５月に、月奨学金は６月、９月、１２月及び３月に当該月以前３か月分を保護者に交付する。
施行日等		公布予定日：平成 27 年 11 月 1 日　　施行予定日：平成 28 年 4 月 1 日	

改正に伴う様式の変更

①奨学金給付申請書（第１号様式）：押印の省略、性別欄の削除、文言の整理等
②奨学生推薦調書（第２号様式）：学業成績、出席状況、健康状況の欄を削除
③世帯調書（第３号様式）：所得確認に必要な承諾欄を設定
④異動届（第５号様式）：押印の省略、文言の整理等

定例教育委員会資料
平成２７年１０月２３日
教育部　学校教育課

久留米市立小学校　小規模化対応方針(案)について

【協議の進め方等】

○教育委員会会議で確認した下表の構成案に沿って、段階的・継続的に協議を行う。

項　目	記載内容等	協議時期
1　策定の趣旨等	これまでの経過と方針策定の必要性	7 月
2　児童生徒数の推移・推計等	全国的な少子化の進展の状況、本市の児童生徒数の推移及び今後の推計	7 月
3　学校の役割等	知識・技能の習得、社会性の育成等といった学校の基本的な役割等	7 月
4　小規模校の課題等	小規模化した学校における教育的な課題等	8 月
5　学校規模の考え方	本市における望ましい学校規模	8 月
6　対応の方策等	小規模化対応の方策と進め方	9 月・10 月
7　留意事項等	対応実施の際に留意すべき通学の安全性の確保や、地域住民の理解等	9 月・10 月

○具体的な進め方は、次のとおりとする。

(1)　各項目の事務局(案)の提示　※1 回の協議につき、2～3 項目程度

↓

(2)　教育委員会会議で協議

↓

(3)　協議を踏まえ、事務局で見直し

↓

(4)　見直し(案)の提示・次項目の事務局(案)の提示

↓

(5)　教育委員会会議で協議

○事務局(案)は、通学区域審議会の答申を踏まえるとともに、必要に応じて国の手引き等の内容を付加したものとする。

【項目１「策定の趣旨等」(案)】※7/23 協議

１　策定の趣旨等

今後、さらなる少子化が進み、また、地域間で人口分布が大きく偏ることが予想される中で、全国的な傾向として学校の小規模化がさらに進んでいくものと見込まれている。そうした中で、将来にわたって義務教育の機会均等、教育水準の維持・向上を図り、子どもが「生きる力」をはぐくむことができる学校教育を保障する観点から、小規模化する学校の対応について検討することが必要となっている。

このような中、国においては、近年、家庭及び地域社会における子どもの社会性育成機能の低下や少子化の進展が中長期的に継続することが見込まれること等を背景として、学校の小規模化に伴う教育上の諸課題がこれまで以上に顕在化することに懸念があることから、平成２７年１月に「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」(以下「国の手引き」という。)を作成した。国は、手引きの作成にあたり、小・中学校の設置者である各市町村に対して、それぞれの地域の実情に応じて、教育的な視点から少子化に対応した活力ある学校づくりのための方策を継続的に検討・実施していくことを求めている。とりわけ、複式学級が存在する学校については、一般に教育上の課題が極めて大きいため、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要があるとしている。

久留米市教育委員会においても、小規模校への対応が喫緊の課題であることから、平成２４年１１月に久留米市立小中学校通学区域審議会(以下「通学区域審議会」という。)に対して、「久留米市立小学校の教育課題を見据えた小規模化への対応について」諮問し、平成２７年２月に答申(以下「通学区域審議会答申」という。)を受けたところである。

通学区域審議会答申では、長期的には市全体において、全ての小規模校を視野に入れた学校の統合を行うことが必要であるとしつつも、複式学級における教育上の課題が深刻であることから、複式学級の回避・解消を目的とした学校の統合を優先して行うべきであるとされている。

以上のことから本方針は、国の手引きに照らしながら、通学区域審議会答申を踏まえ、本市の小規模校の対応に関する基本的な考え方や方向性等を定めるものとする。

【項目２「児童生徒数の推移・推計等」(案)】※7/23 協議

２　児童生徒数の推移・推計等

全国的に少子化が進み、学校の小規模化が進行する中、本市においても、今後さらに学校の小規模化が進むことが想定される。

本市の小・中学校の児童生徒数は、小学校では、昭和５７年の約２７，４００人、中学校では､昭和６１年の約１３，６００人をピークに減少傾向が続いており､現在では、ピーク時の約６０％となっている。

また、本市の児童生徒数は全体的に減少し続けているが、特に小学校では、学校間の児童数の偏りが顕著となっている。現在、複式学級校※1 は、１校のみであるが、今後の推計によると、平成３３年度には、３校が複式学級校になる見込みである。

〇児童生徒数の推移

（平成 27 年 5 月 1 日現在）

	ピーク時 （小）昭和 57 年 （中）昭和 61 年	平成 27 年	平成 33 年（推計）
小学校児童数	27,387 人	15,934 人	16,707 人
中学校生徒数	13,599 人	7,970 人	7,591 人

［別添資料 1］

〇学級数・学校規模の推移

（平成 27 年 5 月 1 日現在）

		ピーク時 （小）昭和 57 年 （中）昭和 61 年	平成 27 年	平成 33 年（推計）
小学校	学級数	754 学級	562 学級	575 学級
	１学年１学級の学校数	5 校	15 校	14 校
	複式学級校数	0	1 校	3 校
中学校	学級数	344 学級	229 学級	217 学級
	１学年１学級の学校数	0	0	0
	複式学級校数	0	0	0

［別添資料 2］

なお、長期的には、１０年後の平成３７年度には児童数が約１５，１００人、２０年後の平成４７年度には約１２，３００人(ピーク時の約４５％)となることが推計されている。

［別添資料 3］

※1 複式学級の編制基準（「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」第３条）
隣り合う２つの学年の児童数の合計が、第１学年を含む場合は８人以下、それ以外の学年では１６人以下で複式学級編制となる。

【項目３「学校の役割等」（案）】※7/23 協議

３　学校の役割等

義務教育段階の学校は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養うことを目的としている。このため、学校では、児童生徒に知識や技能を習得させるだけではなく、集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合うことを通じて思考力、判断力、表現力などを育み、社会性や規範性を身に付けさせる役割も担っている。

国の第２期教育振興基本計画においては、子どもたちが主体的に学習に取り組む態度や基礎・基本的な知識・技能の習得などの確かな学力を身に付けさせるため、教育内容・方法の一層の充実を図るとともに、自ら課題を発見し解決する力、他者と協働するためのコミュニケーション能力、物事を多様な観点から論理的に考察する力などの育成を重視するとされている。

そうした教育を行うためには、子どもたちの学習・生活の場である学校では、一定の児童生徒数が確保されていることや、教職員については経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた体制が構築できることが望ましい。このようなことから、一定の学校規模を確保することが重要とされている。

本市においても、学校・家庭・地域が一体となった「一人ひとりを大切にした、未来を担う人づくり」を理念に、国の計画や指針等を踏まえながら施策・事業等を推進し、学校教育のさらなる充実を図っているところである。しかしながら、小規模化が進む小学校については、児童数が少なくなっていることに起因する学習面・生活面・学校運営上の課題が生じている。特に複式学級編制の学校は、教育上の課題が極めて大きく、現在複式学級が発生している学校及び発生が見込まれる学校は、果たすべき役割を全うできない懸念がある。

未来を担う子どもたちに、より良い教育条件・教育環境を整備することは、教育委員会の基本的な責務であることを念頭に置き、課題の解決に向けて小規模化が進む学校の対応に取り組むものとする。

【参考】

（教育基本法）

第５条

２　義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする

（国の手引き）

義務教育段階の学校は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養うことを目的としています。このため、学校では、単に教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要になります。そうした教育を十全に行うためには、一定の規模の児童生徒集団が確保されていることや、経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた教職員集団が配置されていることが望ましいものと考えられます。このようなことから、一定の学校規模を確保することが重要となります。

【項目４「小規模校の課題等」（案）】※8/20 協議

４　小規模校の課題等

学校規模の標準は、集団の中で切磋琢磨しながら学習したり、社会性を高めるという学校の特質に照らし、学校は本来一定の規模を確保することが望ましいという考えに立って、法令※2 により定められている。具体的には、学校規模の標準は学級数により設定されており、小・中学校ともに「１２学級以上１８学級以下」が標準とされている。なお、近年、少子化が進んでいること等により、全国的には約半数の小学校が、本市でも４割程度の小学校が標準規模を下回っている状況にある。一口に標準規模未満の学校といっても、実際には抱える課題に大きな違いがあるため、単に１２学級を下回るか否かだけではなく、１２学級を下回る程度に応じて、課題等を捉える必要がある。

標準規模未満の小規模校については、その下回る程度に応じて生じる課題が異なるが、一般的に「児童生徒の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、個別の指導を含めたきめ細かな指導が行いやすい」、「児童生徒相互・教職員と児童生徒の人間関係が深まりやすい」、「児童生徒が意見や感想を発表できる機会や、様々な活動においてリーダーを務める機会が多くなる」などの長所がある一方、「集団の中で多様な考え方に触れる機会や、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい」などの課題があると言われている。

すなわち、これらの課題については、学習面、生活面、学校運営の全般にわたって、１学級あたりの児童生徒数が少なくなるほど、影響が色濃く出てくると考えられる。

国の手引きでは、全国的な実態調査を踏まえた小規模校の課題等についてまとめられており[別添資料 4]、本市においても、とりわけ著しく児童数が減少している小学校については、国の手引きで言われていることと同様に、主に次のような課題が生じると認識している。

【学習面における課題】

○体育の授業においてチーム競技が実施できない、音楽の合唱・合奏ができないなど、集団での教育活動が制約される。

○児童会活動、クラブ活動など、児童が主体となる組織的活動が行いづらい。

【生活面における課題】

○多様な考え方に触れ、自分の考え方を深めていく、などの集団における社会的経験の場が不足しがちになる。

○小規模な集団で６年間学校生活を送ることから、人間関係が固定しやすい。

○教員と児童との心理的な距離が近くなりすぎることから、教員への依存心が強まる可能性がある。

【学校運営における課題】

○教員個人への力量への依存度が高まる傾向にあるため、人事異動により教育活動が過度に左右されたり、学校経営が不安定になる可能性がある。

○一人の教職員が担う校務分掌が多岐にわたるとともに、経験、年齢、性別などバランスのとれた教職員の配置が難しくなる。

※2　小・中学校の学級数（「学校教育法施行規則」第 41 条及び第 79 条）
小・中学校の学級数は、12 学級以上 18 学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があるときは、この限りではない

さらに、児童数の著しい減少に伴い、異なる学年の児童が同じ教室で学習する複式学級を有する学校にあっては、前記に加え、次のような深刻な課題が生じる。

【複式学級の課題】

複式学級では、１人の教員が、同一教室内でそれぞれの学年の児童に異なる学習内容を指導する授業であるため、一方の学年が指導を受けている（直接指導）間は、もう一方の学年は、自分たちで自主的に学習を進める(間接指導)ことを、交互に繰り返すことになる。

したがって、同学年から構成される単式学級と比べ、直接指導の時間が半分程度に制約されることが最も大きな課題として挙げられる。また、それに付随して、間接指導時には次のような課題が生じる。

〇学習内容が理解できずに、児童の思考が中断することがある。又は学習が早く終わった児童には空白が生じ、教員の指導を待って学習が停滞することがある。

〇学習問題の解決等に行き詰まったとき、教員はもう一方の学年の指導にあたっていて、直接の支援を効果的に行えない場合がある。

〇問題把握や学び合い等の内容を深める重要な学習過程において、直接的に必要な指導や支援を受けられないことがある。

〇教員の直接指導の声や動きが交錯し、自学・自習を行っている児童の集中力等を低下させる。

このように、複式学級にあっては、小規模校の課題がより一層顕著に現れ、直接指導が制約されるという深刻な課題が生じることから、次のような児童の学習達成や育ち合いへの影響が強く懸念される。

〇児童間で切磋琢磨する機会が少なくなるため、意欲や頑張りが引き出されにくい。

〇多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しい。

〇集団の中で自己主張をしたり、他者の意見等を聞き分ける経験を積みにくく、社会性やコミュニケーション能力が身につきにくい。

加えて、複式学級を有する学校においては、教頭又は担任外教員(教務主任等)のいずれかしか置けない学校運営上の課題も生じる中、児童への影響をできる限り低減するために、指導方法の向上・工夫改善等の取組を継続して進めている状況にある。しかしながら、複式学級の課題は、学校の懸命な取組をもってしても、不可避かつ克服できない課題であり、学校の努力による対応では限界があると言わざるをえない。

このようなことから、教育委員会では、義務教育段階における子どもたちの教育の機会均等や、教育水準の確保の観点から、複式学級における教育上の課題について、看過できない重大な課題として認識するものである。

【項目５「学校規模の考え方」（案）】※8/20 協議

５　学校規模の考え方

本市における小学校の学校規模については、子どもたちの教育を充実する観点からは、全学年でのクラス替えや、学習活動の内容に応じて学級を超えた集団を編成することが可能となり、かつ同学年に複数の教職員を配置できることから、１学年が複数の学級で構成されていることが望ましいと考える。

１学年２学級以上を理想としながらも、現在、複式学級が発生している学校及び発生が見込まれる学校における教育課題の重大さを踏まえると、その課題に適切に対応するためには、国の手引きにあるように少なくとも１学年１学級以上（６学級以上）であることが必要である。

〇教育を充実する観点から「望ましい学校規模」
　＝１学年が複数の学級で構成される規模

〇教育課題の顕在化等を回避するために「必要となる学校規模」
　＝１学年１学級以上（６学級以上）の規模

【参考】

（国の手引き）

小学校では、まず複式学級を解消するためには少なくとも１学年１学級以上（６学級以上）であることが必要となります。また、全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するためには１学年２学級以上（１２学級以上）あることが望ましいものと考えられます。

（通学区域審議会答申）

本市の小学校の学校規模としても、以下のような要件を満たすことが望ましいと考えられる。

〇1 学級の児童数としては、一人ひとりに教師の目が届き、きめ細かな指導が行いやすく、また、児童同士で学び合い、競い合える人数であること。

〇学級間の相互啓発やクラス替えができるよう、１学年が複数の学級で構成されること。

【項目６「対応の方策等」（案）】※9/17 協議（1 回目）

６　対応の方策等

（１）　基本姿勢

児童にとってより良い教育条件・教育環境を整え、義務教育の機会均等、教育水準の維持・向上を図ることが、教育委員会の第一義的な責務であることを強く念頭に置き、本市の教育行政上の重要課題の一つである学校の小規模化対応については、重点的に取り組むものとする。

この小規模化対応にあたっては、学校の小規模化に起因する教育課題を十分に踏まえ、望ましい学校規模に近づけることを目指すべき方向性とする。加えて、直面している深刻な教育課題の解決に向けて、できる限り速やかに必要となる学校規模を確保する観点から、検討の順位や対応の方策等について、次のとおり定める。

（２）　検討の優先順位等

教育課題の顕在化等を回避するために、必要となる学校規模（１学年１学級以上（６学級以上））の確保に向けた対応を最優先とする。

①　既に複式学級が発生している学校

長期にわたって学校全体で複式学級が固定化しており、かつ児童数の推計において、その解消が見込めない小学校については、速やかに抜本的な対応の検討に着手する。

②　今後、複式学級の発生が見込まれる学校

今後、児童数の推計において複式学級が発生し、さらに拡大・固定化する見込みの小学校については、順次、対応の検討を行う。

また、一時的に特定の学年にのみ複式学級が発生する小学校については、児童数の推計を注視しつつ、小規模特認校制度の導入等の検討を行う。

なお、教育を充実する観点から望ましい学校規模（１学年が複数の学級で構成される規模）に近づけるために、１学年１学級の小学校については、今後の児童数の推計等を踏まえながら、全市的な視野、かつ長期的な視点に立って検討を行う。

（３）　小規模化対応の方策等

学校の小規模化に対応する方策としては、通学区域の変更、小規模特認校制度の活用、学校の統合が挙げられる。それぞれの方策の特性を踏まえつつ、本市の児童数推計や小学校の配置状況等を十分に考慮し、最優先の目的である複式学級の回避・解消のために適切な方策を採用することが肝要となる。

①　通学区域の変更

小規模校対応の方策としての通学区域の変更とは、小規模校に隣接する学校との通学区域の境界線を変更し、隣接校の通学区域の一部を小規模校に取り込むことによって児童数を増やす方策である。通学区域の変更は、学校を維持しながら小規模校の児童数の増加を図るという特性があるが、一方の学校では児童数が減少することになるため、実施にあたっては将来にわたって小規模校とならないよう、慎重な検討が必要となる。なお、一般的に、学校の小規模化対応の方策として採用するためには、小規

模校に隣接する学校が標準規模を上回る大規模校以上（１９学級以上）であることが基本的な条件となる。

本市においては、最優先の対応が必要と位置付ける既に複式学級が発生している学校、あるいは今後の推計で複式学級が発生し、さらに拡大・固定化する見込みの学校のいずれにおいても、大規模校に隣接しておらず、今後もその見通しはない。また、現在の通学区域は、過去からの合併や学校の新設、地域の事情などそれぞれの歴史的な経過の中で設定していることから、その見直しは非常に難しいといえる。したがって、基本的な条件等を満たしている環境ではないため、通学区域の変更については、対応方策として採用できない。

②　小規模特認校制度の活用

小規模特認校制度とは、平成９年に文部科学省が示した通学区域の弾力的運用の一つであり、小規模校における教育上の長所や、自然環境などを活かした特色ある教育活動の情報を広く発信し、それらの教育を受けることを希望する保護者・児童生徒の通学区域外からの入学・転入学を認めることで、学校規模の拡大を図る制度である。

本市においては、平成２５年２月の通学区域審議会からの中間答申に基づき、速やかに対応可能な複式学級の回避・解消の方策として本制度を採用し、特に小規模化が進んでいる３小学校に対して導入している。平成２５年度及び２６年度の計２回、この３小学校へ入学・転入学する児童の募集を行った結果、１校で複式学級を回避できたものの、他の２校については、複式学級の回避・解消に至らなかった。

教育委員会ではその結果を踏まえて、本制度について検証し[別添資料 5]、今後の運用について平成２７年８月の教育委員会会議において決定した。

具体的には、本制度の導入により、一定の成果が期待できる「一時的に特定の学年にのみ複式学級が発生する小学校」を適切に選定して制度を導入し、慎重な検討の下に運用を行えば、今後も小規模化対応の一方策として活用できるとした。

一方で、著しく児童数が減少している学校、すなわち、「長期にわたって学校全体で複式学級が固定化しており、かつ児童数の推計において、その解消が見込めない小学校」又は「今後、児童数の推計において複式学級が発生し、さらに拡大・固定化する見込みの小学校」にあっては、小規模特認校制度では複式学級の回避・解消が極めて困難であるだけでなく、校区外の児童数の増加に伴い保護者・地域と連携した学校づくりにも影響を与える懸念があることから、長期的・抜本的な小規模化対応の方策としては有効ではないと結論づけた。

③　学校の統合

学校の統合とは、複数の学校を統合して一つの学校とすることにより学校規模の拡大を図る方策である。この方策は、児童数の増加の展望が開けず、さらなる児童数の減少に伴う複式学級の固定化や拡大により、現状のままでは教育課題の顕在化等が不可避であることが明らかな場合であって、他に有効な複式学級の回避・解消の手立てが見当たらないときに、全国の多くの自治体で採られている。

学校の統合には、小規模校が隣接校と統合する２校の組み合わせの場合と、隣接し合う３以上の小規模校等の組み合わせによる統合の場合とがある。また、統合の方式には、法令上の定義はないが、他市等の事例に照らすと、いわゆる「編入統合」と「新設統合」とがある。ここで、「編入統合」は、統合しようとする学校のうち１校を存続させ、それ以外の学校を廃止とする方式であり、「新設統合」は、統合しようとする学校を全て廃止として、新たな学校を新設する方式である。

このような学校の統合については、既存の学校を廃止することになるため、小規模校及び隣接校の児童数の推計や配置状況及び地域の特性等を踏まえ、統合の組み合わせ及び方式などについて慎重に検討を行うとともに、十分かつ丁寧な説明等を通して保護者や地域住民の理解を得ることが必須となる。

以上のように、各方策の特性や本市における現状等を踏まえ、最優先の対応が必要と位置付ける既に複式学級が発生している小学校はもとより、今後の推計で複式学級が発生し、さらに拡大・固定化する小学校については、学校の統合を、小規模化対応の方策とする。

（４） 検討を進めるための基本的な考え方

小学校は児童の教育のために設置されている公の施設であることから、学校の統合の検討にあたっては、言うまでもなく児童にとってより良い教育条件・教育環境の整備を第一義的に考えるべきである。一方で、国の手引きにもあるように、本市においても、各小学校は、地域のコミュニティの核としての性格を有し、防災、地域の交流の場など、様々な機能を併せもっている。

また、学校教育は地域の未来の担い手である子どもたちを育成する営みでもあり、まちづくりのあり方と密接不可分であるといえる。加えて、子どもの育成のためには、学校の教職員や教育行政のみで対応していくことは困難となっており、保護者及び地域住民との協働による学校づくりが必要となっている。

このようなことから、教育委員会では、複式学級の回避・解消を第一の目的とした本方針の内容等について、説明会の開催などにより保護者や地域住民に周知して理解を得ることに努める。その上で、教育委員会は、統合の組み合わせ及び方式並びに行程・実施時期等の具体案を策定する。具体案については、保護者や地域住民等に提示し、十分な協議・調整等を経て、決定していくものとする。

参　考

（※他市の例を基に作成）

協議・調整及び決定等の手順（イメージ）

説明会の開催	統合の対象となる学校の保護者や地域住民に対する説明会を開催し、本方針の内容等を周知する。	教育委員会 → 説明会の開催 → 保護者・地域 ○方針の内容等
具体案の策定	統合の組み合わせ及び方式並びに行程・実施時期等に関する教育委員会の具体案を策定する。	教育委員会 → 具体案の策定 ○統合の組み合わせ及び方式並びに行程・実施時期等
対象校等との協議・調整	教育委員会は、保護者や地域住民等に具体案を提示し、十分な協議・調整等を行う。（組織の設置等）	教育委員会 A校　保護者代表 A校区　地域代表 B校　保護者代表 B校区　地域代表 協議・調整 ※A校・B校の統合をイメージ ○統合の組み合わせ及び方式並びに行程・実施時期等
実施計画の策定	保護者及び地域住民との協議・調整を経て、実施計画を策定する。	教育委員会 協議・調整 市長 ※総合教育会議（予定） → 実施計画の策定
実施計画に基づく取組	実施計画に基づく取組を進めるため、保護者・地域住民・学校関係者・教育委員会等から構成される統合準備委員会（仮称）を設置し、必要となる諸事項の協議・調整を行う。	統合準備委員会（仮称） 教育委員会等 A校　保護者代表 A校区　地域代表 B校　保護者代表 B校区　地域代表 協議・調整 ○通学方法、教育課程、学校行事（運動会等）など ※上記項目については、権限を有するもの（市、教育委員会又は校長）が協議・調整等の結果を踏まえて決定する。

統合校のスタート

【項目７「留意事項等」（案）】

７　留意事項等

通学区域審議会の答申、国の手引き及び他市の対応方針等において、学校の統合を行う際には、通学の安全確保や統合後の地域コミュニティへの配慮など、主な留意事項が挙げられている。

学校統合に際して留意すべき事項については、教育委員会と市長との十分な連携・協力の下に、対象となる保護者や地域住民の意見等を聴取しながら、それぞれの役割と権限に応じて適切に対処することを基本とする。本方針では、基本的な考え方や対応の方向性を示すものとし、具体的な内容については、別途策定を予定している学校統合の実施計画で決定していく。

（１）　主として教育委員会が留意すべき事項

①　通学の安全確保と支援に関する対応

学校の統合に伴い通学路の変更が生じる場合は、久留米市通学路交通安全対策プログラムに基づき関係機関と連携して当該通学路の安全対策を進める。また、国が定めた通学距離の基準である徒歩４㎞を超えるときや、学校の統合前と比べて著しく通学距離が長くなる場合等は、児童の実態や地理的な状況等を踏まえて、スクールバスの運行等の通学支援を検討する。

②　児童にとっての環境変化への対応

学校の統合は、児童の学習環境や生活環境等が大きく変化することになるため、児童に精神的な負担が生じないように、統合前から継続的に、統合予定校同士の交流を深めるための交流学習や合同行事等を計画的に行うとともに、不安や悩みを把握するアンケートを逐次実施し、スクールカウンセラー等の配置を行うことで個々の児童へのきめ細やかな配慮や支援等を行う。

また統合後も、児童の新たな環境への適応を支援する観点から、アンケートの実施やスクールカウンセラー等の配置を継続するとともに、学習面・生活面において、児童の新たな人間関係を早期に構築させるための工夫や、小規模校の児童が活躍できるような機会の意図的な設定等を行う。

（２）　市関係部局において留意が必要となる事項

①　地域コミュニティへの配慮

本市においては、小学校区を単位として地域コミュニティが形成されていることから、小学校を統合する際にはコミュニティへの対応や配慮等が必要となる。

②　地域の拠点機能の継承

学校施設が有している災害時の避難所や地域におけるスポーツ活動の場としての機能の継承については、市の各計画との整合性を図りながら検討を行う。

平成 27 年 10 月 23 日
教育委員会資料
（教育部総務）

教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価報告書（平成 26 年度分）について

１　点検・評価の趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会では、平成 20 年度（平成 19 年度分）から、その権限に属する事務の管理及び執行状況に関する点検・評価を行っている。

> ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）
>
> 第２６条　教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（…中略…）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。
>
> ２　教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

２　点検・評価の実施手法

（１）　教育委員会の活動状況や主要な施策及び事務事業の取組状況についてとりまとめ、課題の整理や施策等の方向性を明らかにし、今後における効果的な教育行政の推進を図る。

（２）　点検・評価の結果を市議会に報告するとともに公表することで、市民への説明責任を果たし、信頼される教育行政を推進する。

（３）　点検・評価に当たっては、「教育委員会の権限に属する事務」及び「教育長及び教育委員会事務局職員に委任された事務」のそれぞれを対象とし、教育委員会の会議の活動状況及び教育施策要綱に掲げる施策の進捗状況について整理する。

（４）　報告書の取りまとめに際して、学識経験者の意見を徴取する。

３　報告書の概要

項　　目	概　　要
１　はじめに ２　点検及び評価の実施手法	点検及び評価についての基本的な考え方等を記載。
３　教育委員会の権限に属する事務の状況	教育委員会会議の開催及び運営状況として、議案の処理状況や報告事項の内容などを記載。
４　教育長及び教育委員会事務局に委任された事務の状況	教育行政の具体的な事務の執行状況について、平成２６年度教育施策要綱の事業区分に従って、その実施状況・成果及び今後の方向性等を記載。なお、施策ごとに以下のような構成としている。
【報告書の構成】 施策ごと 取組の概要 ↓ 平成２６年度に実施した事業の概要 ↓ 重点事業シート ↓ その他の事業（一覧表）	
５　今後の方向性について	平成２６年度の成果や課題等を踏まえ、次年度の基本的方針や重点取組等について記載。
６　点検・評価に関する学識経験者からの意見	２名の学識経験者の意見を掲載。
参考資料	平成２６年度教育施策要綱（抜粋）や学校設置状況・進路状況等の資料を掲載。

４　昨年度の点検・評価に関する学識経験者からの意見（要旨）

（福岡教育大学教授　井上 豊久　氏）

- 国の動向を鑑み、今後は首長部局とのさらなる連携・協働についての論議が求められる。
- 市全体として朝食摂取率が若干低下していることに関しては検証と対応が求められる。
- 医療的ケアが必要な子どもについては、家族を含めた総合的な子どもの支援を継続・拡充することが求められる。
- ネット依存や事件事故に対する保護者と連携した活動が緊要。
- 今後も総合的に不登校、ひきこもりに関して取り組むことが求められる。
- 「くるめ学」子どもサミット事業は自分の住んでいる市を誇りに思うという観点からも事前事後の充実した学習展開が期待される。
- 確かな学力の育成に向け、より自律的な学習支援と合わせて、家読への取組強化の検討が必要。
- 学習支援ボランティア活動後の学生に関する成果の検証、改善、学生が力量形成できた成果を大学にアピールするための情報提供が求められる。
- 地域学校協議会などを有効活用し、保護者や地域の段階的な参画を図り、ＰＴＡや地域の活性化を進めることが必要。
- 非行等青少年の居場所づくり事業は、長い目でみていき、成人までの見守りも含め、寄り添いながらの継続した居場所づくりの対応が求められる。
- 公民館等活用について、適切な人材育成、地域づくりや社会貢献へのつながりに関しても今後は配慮が求められる。
- 子どもの体力向上に関しては早急に検証が求められる。
- 人権教育・啓発は今後も行政が進めるべき重要な事項。人権に関する審議会による熟議を経た上で、行政を中心に実態を把握し、課題を明確にした上で、より有効な教育・啓発を提案することも今後は必要。
- 個々の事業に関しての評価根拠をできるだけ客観的に提示していくことが求めらる。
- 可能であれば、短・中・長期の評価が体系的に行われることが望まれ、中・長期計画に関しても計画変更を行うことが求められる。また、この単年度の評価がどう活かされ、どのような対応が行われたのかに関する来年度の提示が期待される。

（福岡教育大学教授　江頭　理江　氏）

- 昨今経済状況の厳しい家庭環境の子どもの増加を考えると、まずは学校において、食に関する正しい知識と食習慣を身に付けさせる指導がしっかりと行われることが必要。
- 医療的ケアについては、看護師が増員されることでより手厚いケアがなされることが想定される。予算面は厳しい状況だろうが、看護師数増員を目指すことが次年度以降の目標。
- 市内１７中学校においての職場体験学習や小中高でのキャリア教育の取り組みは、生徒児童の勤労観・職業観の育成につながり、将来の「くるめ」を支える人材育成につながる。
- 文化・芸術活動の取り組みは、何かをしたことで即結果が眼に見えるというわけではないが、何より子どもの心の育成には欠かせないものである。美術館鑑賞など複数学年の参加の可能性を検討してもらいたい。
- ソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの増員等が生徒一人一人に確実に向き合う状況につながるので、予算増を目指してもらいたい。
- ALTに関しては、目標時数を達成することがまず必要であるが、どのような授業を行うのか、日本人教員との連携はうまくいっているのかなど、その授業の中身の分析も重要。
- 「くるめ学」「くるめウス」など久留米市ならではの取り組みは今後も継続的に実行されることを期待する。
- 経済格差社会の中で、朝ごはんがきちんと食べられない子どもがいることも予想されるため、今後も給食内容の把握、改善に向けて継続的な事業を実施してもらいたい。

≪参考：過去意見を徴取した学識経験者≫

年度	学校教育分野	社会教育分野
H26	江頭 理恵（福岡教育大学教授）	井上　豊久（福岡教育大学教授）
H25	江頭 理恵（福岡教育大学教授）	井上　豊久（福岡教育大学教授）
H24	飯田 慎司（福岡教育大学教授）	井上　豊久（福岡教育大学教授）
H23	飯田 慎司（福岡教育大学教授）	厨 義弘（福岡教育大学名誉教授）
H22	櫻井 孝俊（福岡教育大学教授）	厨 義弘（福岡教育大学名誉教授）
H21	櫻井 孝俊（福岡教育大学教授）	
H20	寺尾 愼一（福岡教育大学教授）	

５　今後のスケジュール

１０月２３日（定例会）・・・・事務局から点検・評価の概要を説明
１０月末　　・・・・・・教育委員へ報告書（案）を送付
１１月上旬　　・・・・・・学識経験者へ報告書（案）を送付
１１月２７日（定例会）・・・・教育委員からの意見集約
１２月初旬　　・・・・・・学識経験者からの意見書の徴取
１２月２５日（定例会）・・・・教育委員会議決（予定）、議会報告

教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価（平成２６年度分）報告書目次

１　はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・○Ｐ

２　点検及び評価の実施手法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・○Ｐ

３　教育委員会の権限に属する事務の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・○Ｐ

４　教育長及び教育委員会事務局に委任された事務の状況・・・・・・・・・・・・・○Ｐ
　Ⅰ　総括的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・○Ｐ
　Ⅱ　各施策の取り組み状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・○Ｐ
　　ⅰ　生きる力を育む学校教育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・○Ｐ
　　ⅱ　青少年健全育成の積極的な推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・○Ｐ
　　ⅲ　生涯学習都市づくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・○Ｐ
　　ⅳ　人権のまちづくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・○Ｐ
　　ⅴ　行政改革、財政構造改善計画の取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・○Ｐ
　　ⅵ　教育委員会の活性化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・○Ｐ

５　今後の方向性について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・○Ｐ

６　点検・評価に関する学識経験者からの意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・○Ｐ

参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・○Ｐ

取組の概要

（３）「確かな学力」の育成

ア）きめ細かな指導

① 小学校第３・４学年及び中学校第１学年において、１学級あたりの児童生徒数35人を基準として必要な教員数を算定し、県費負担職員の不足分を市費で雇用した。小学校１３名、中学校１０名の非常勤講師を配置した。

② つまずきのある児童生徒を中心に、学習内容の着実な習得と、家庭学習の習慣を定着させるため、大学生や地域のボランティアを活用した放課後の補充学習を市内全小中学校で実施した。

③ 全国学力・学習状況調査（小６・中３）に加え、市の学力調査（小１～６、中１・２）を悉皆で実施し、調査結果をまとめ、研修資料や保護者用チラシを作成・配布し、各学校に課題等をお知らせした。また、結果の活用研修会を実施し、学力向上推進校の取組をまとめたリーフレットを作成・配布したり、各学校の実践を交流したりするとともに、授業改善や家庭学習習慣の定着等、各学校の学力向上プランの策定・実施・検証・見直しを図るよう指導した。

イ）障害のある子どもへの自立支援

① 学習面、生活面での特別な支援を行う特別支援教育支援員を小・中学校に配置した。また、通級指導教室は市内５校に１４教室設置し、１７２名の児童生徒が個々の状況に応じた指導を受けた。

ウ）学校図書館の充実

① 図書購入費は前年度と同額の予算を確保し、蔵書の充実及び図書の更新に努めた。

② 学校図書館支援員による訪問指導を通して、蔵書管理の徹底と業務の効率化を促した。また、司書教諭等研修会及び学校司書研修会を通して、司書教諭・学校司書の資質向上を図り、学校図書館の効果的活用の周知及び児童生徒の読書推進を行った。

1人あたり年間貸出冊数の平均は、小学校：50.75冊（H25）から55.74冊（H26）、中学校：6.48冊（H25）から7.87冊（H26）に増加

未利用率（年間１冊も学校図書館図書の貸出をしなかった児童生徒の割合）の平均は、小学校：1.5％（H25）から1.0％（H26）、中学校：46.6％（H25）から42.9％（H26）に減少した。

エ）「くるめ学」の充実

① 副読本「わがふるさと久留米」を活用した単元を、小学校３～６学年では毎学年１単元、中学校ではいずれかの学年に１単元以上実施した。第３回「くるめ学」子どもサミットを開催し、その際に各学校の実践をまとめた実践事例集を配布した。

オ）外国語・理科教育の充実

① 外国語指導助手（ＡＬＴ）を小学校５・６学年の各学級に、２ヶ月間で３時間程度、中学校の全学年、全学級に年間20時間以上配置し、外国の生活や文化に慣れ親しみ、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を身につけることができるようにした。さらに、学校訪問や研修会の折りに、小中の円滑な接続を行うことができるように指導した。

② 理科教育センターにおいて、外部講師の活用や福岡県青少年科学館との連携のもと、授業研究会や実験・実技講習会を実施し、教師の理科指導力の向上を図った。また、理科作品展では久留米工業大学と連携してのサイエンスフェアを同時開催し、2,393人の参加があった。

《平成 26 年度に実施した事業の概要》

区分 掲載ﾍﾟｰｼﾞ	事業名（担当課） ★は重点事業	実施概要
重点事業 16 P	★小・中学校学力実態調査事業 （学校教育課）	小中学校において、児童生徒の学力等の実態を把握し、分析、考察した結果を授業改善に活用することで、学力の保障と向上に努めた。
重点事業 17 P	★小学校少人数授業の実施 （学校教育課）	小学校第 3・4 学年において、１学級あたり 35 人を超える学校に非常勤講師を配置し、少人数授業を実施した。
重点事業 18 P	★中学校少人数授業の実施 （学校教育課）	中学校第１学年において、1 学級あたり 35 人を超える学校に非常勤講師を配置し、少人数授業を実施した。
重点事業 19 P	★外国語指導助手活用事業 （学校教育課）	外国語（英語）教育の充実と国際理解教育の推進を図るため、外国語指導助手（ＡＬＴ）を小・中学校の授業において活用した。
重点事業 20 P	★小・中学校特別支援教育支援員活用事業 （学校教育課）	通常の学級及び特別支援学級に在籍する学習面や生活面で特別な支援を必要とする児童生徒に対し、支援員の配置を行った。
重点事業 21 P	★小・中学校学習習慣定着支援事業 （学校教育課）	小・中学校に大学生や地域のボランティアを派遣し、放課後や長期休業中に補充学習を行い、子どもたちの自学自習の習慣定着を図った。
重点事業 22 P	★「くるめ学」副読本改訂事業 （学校教育課）	４回の編集委員会、1 回の作成委員会を開催し、「くるめ学」副読本の原稿検討及び修正を行い、26 年度中に印刷・製本を行った。
重点事業 23 P	★「くるめ学」子どもサミット事業 （学校教育課）	市内小・中学校で実施される「くるめ学」の学習成果を、各学校の児童生徒同士が発表し合う機会を設け、「くるめ学」の一層の充実を図るとともに、保護者や地域の人々にも公開し、「くるめ学」の趣旨や意義を周知した。
その他事業 P	特別支援教育進路指導事業 （学校教育課）	久留米特別支援学校の中学部及び高等部が実施する職場実習に対する支援を行った。
その他事業 P	小・中・特別支援学校図書活動の推進 （教職員課）	学校図書館教育の充実を図るため、学校司書を全校に配置した。
その他事業 P	学校事務支援事業 （教職員課）	学校事務の支援を行うため、事務補助職員を全校に配置した。

平成 26 年度　重点事業シート

重点事業１６

事業名（担当課）	**小・中学校学力実態調査事業** （学校教育課）	**H26 決算**	小学校　７，５２１千円 中学校　３，５８７千円
目的等	小・中学校において、標準学力検査を実施することにより、児童生徒の学力実態を把握し、それに基づく指導方法の工夫改善を行うことで、教職員の指導力の向上を図るとともに児童生徒の学力の向上を目指す。		
事業内容	（１）調査対象学年及び教科、調査日 ①小学校 第１～６学年…国語・算数（２教科）、平成 26 年 12 月 19 日（金） ②中学校 第１・２学年…国語・数学・英語（３教科）、平成 26 年 12 月 19 日（金） （２）調査結果の活用 ○本市教育施策の改善 ○各学校における学校プラン（「確かな学力」の向上）の見直し及び授業改善 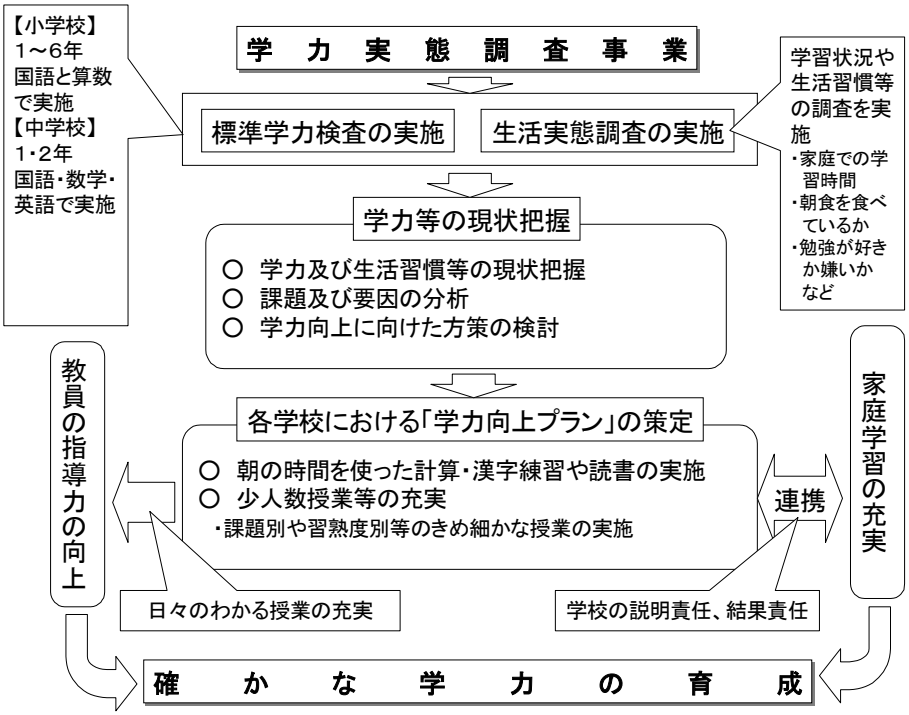 		
成果目標	学力実態調査に基づく学校プラン（確かな学力の育成）の策定		
H26 年度の成果等	小学校は、小６国語が全国平均正答率も上回るとともに、小２以上については、正答率において全国との差が昨年度分より改善された。中学校は、中１の英語と中２の数学の正答率が、中１・２の英語の到達度が昨年度分より改善された。小学校は正答率、到達度が全国の値と近いが、中学校は全国と開きが見られた。一方、学力向上研修会を通して、学力向上に向けた情報提供を行い、各学校の課題を改善する学力向上プラン策定へとつなげていくことができた。		
今後の方向性等	平成２７年度からは、中学校の学力実態調査の時期を４月に変更し、年度当初の生徒の学力実態把握の参考とし学力向上へとつないでいく。		

評　　価「◎」（達成）　「○」（概ね達成）　「△」（未達成）　「×」（未実施）	○

昨年度評価「○」

各学校において、年度当初に作成した学力向上プランの年間推進計画の下、調査結果を基に校内研修会の設定や重点の確認等、学力向上プランのＰＤＣＡサイクルの取組を行ったことを踏まえ「○」と評価した。

【その他の事業】

事業名（担当課）	決算額（千円）	評価	備考
特別支援教育進路指導事業（学校教育課）	2,829	◎	職場実習の充実の結果、高等部卒業生２７名のうち、一般就労３名、就労支援施設への就労２４名となり、全員の進路が保障された。
学校図書活動の推進（教職員課・学校教育課）	小:47,897 中:18,555 特:1,908	○	学校司書の夏季休業期間中の勤務を１０日増やし、蔵書管理の徹底と読書活動の推進を図った。また、学校司書のみの研修会や市立図書館との合同研修会の実施及び学校図書館支援員による個別指導に加え、司書教諭等研修会も実施し、読書活動の推進に向けた担当者の資質向上を図った。
学校事務支援事業（教職員課）	小:61,213 中:28,853 特: 1,341	○	各学校の学級数に応じて事務補助職員を配置して、円滑な学校運営のための、学校事務職員の支援を図った。

評価区分：「◎」（達成）　「○」（概ね達成）　「△」（未達成）　「×」（要改善・検討）　「－」未実施

平成27年10月23日
教育委員会資料
教育部

「次期教育改革プラン」の概要等について（案）

1　次期教育改革プランの背景と位置づけ

○　平成２７年度に策定した第２期教育改革プランの計画期間が２７年度に終了するとともに本年度新たに「教育に関する大綱」が策定されることを踏まえ、平成２８年度から４年間を計画期間とした次期プランを策定する。

○　次期プランの策定範囲は、第２期プランと同様に市立学校（小中学校、特別支援学校、高等学校）における学校教育分野を中心として、学校と家庭、地域との協働によるそれぞれの教育力向上に関する施策についても範囲とする。

○　次期プランの策定にあたっては、第２期プランの４つの具体的な目標（健やかな体の育成、豊かな心の育成、確かな学力の育成、家庭・地域との連携と学校力の向上）についての総括を受け、「効果の持続と課題の改善」をキーワードに重点化を図ることを基本方針とする。

※効果の持続：取組の目標を達成した事項について、効果を持続させる取組を推進する。
※課題の改善：達成に向かっている事項（達成には至らないが向上している事項）や未達成の事項について、達成に向けて必要な事項を明らかにして改善に取組む。

2　次期教育改革プランの概要

(1) 教育に関する大綱　一人ひとりを大切にした、未来を担う人づくり

【基本方針】
①子どもの笑顔があふれるまち
②心豊かな市民生活を創造するまち
③人権が確立されたまち

【基本目標】
①「生きる力」の育成
②特色ある教育活動の推進
③安心して学べる教育環境づくりの推進
④子どもの健やかな育ちを支える環境づくりの推進
⑤生涯を通じて学び、活かせる環境の整備
⑥誰もが楽しめるスポーツの振興
⑦人権意識の確立

(2) 教育改革プランの目標　ふるさと久留米を想い、ともに社会を生き抜く力の育成
〔まなぶ力・つながる力・やりぬく力〕

①ふるさと久留米を想い

○将来、久留米で暮らす、久留米の外で暮らす、いずれの場合においても自分が生まれ育った久留米への愛着と誇りをもって生きること

②ともに社会を生き抜く

○周りの人と協調的・協同的に、そして環境との関係を意識しながら、変化の激しい社会をたくましく生きること

③〔まなぶ力・つながる力・やりぬく力〕

○久留米の子どもたちに育成したい三つの力

・まなぶ力【知】：学びへの意欲、知識や技能、思考・判断・表現力、学習習慣の強化、学びの意義や価値の実感、など

・つながる力【徳】：他者への思いやり、よりよい人間関係を構築する力、チームで協同する力、自然環境と共生する力、など

・やりぬく力【体】：考え抜く力、困難を乗り越えようとする強い意志、たくましい体力、など

(3) 教育改革プランでめざす姿　夢に向かって学ぶ「くるめっ子」
〔あいさつ・そうじ・自学自習〕

①夢に向かって学ぶ「くるめっ子」

○将来の夢や希望、目標に向かい志をもって、仲間とともに切磋琢磨し粘り強く学び続ける子ども

②〔あいさつ・そうじ・自学自習〕

○めざす姿を具体化する上で、「くるめっ子」の基本としてどの子どももできるようにしたいこと（くるめっ子ベイシス）

(4) 学校力

①子どもたちの教育について、学校や家庭、地域がそれぞれの役割を果たそうとする責任感が基礎

②学校が解決すべき教育課題に学校の教職員の協働により立ち向かおうとする学校の自立心が中核

③学校で育成する子どもたちの力、子どもの力をはぐくむ教師の力や家庭の教育力、地域の教育力

○子ども力：まなぶ力・つながる力・やりぬく力といった久留米の子どもたちに育成したい力

○教師力：わかる授業を展開し、学力の保障と向上を実現する指導力

○家庭力：基本的な生活習慣や学習習慣などをはぐくむ家庭の教育力

○地域力：地域活動を通じて子どもたちの健全育成に資する地域の教育力

(5) 三つの重点

①重点１：わかる授業～授業がわかる、学ぶ楽しさがわかる～【学力の保障と向上】

②重点２：たのしい学校～学校が楽しい、仲間といるのが楽しい【安心・安全な学校づくり】

③重点３：学校・家庭・地域の協働【久留米版コミュニティ・スクールの推進】

(6) 四つの視点

①視点１：人権・同和教育の推進

自分を大切にするとともに、他者を大切にする行動を実践できる人権感覚を涵養する学校

②視点２：特別支援教育の推進

誰もがわかりやすい授業、誰もがすごしやすい学校生活を提供できるユニバーサル・デザインの学校

③視点３：外国語教育の推進

異文化を理解し尊重するために、相互理解のためのコミュニケーションを重視した学校

④視点４：小中連携教育の推進

中１ギャップを克服し、学習や生活について中学校でのよりよい適応をめざす連携を行う学校

(7) 教育改革プランの概要図

(8) 具体的施策の方針と評価指標

①重点１：わかる授業【学力の保障と向上】

No.	具体的施策の方針案	評価指標案
1	授業改善への支援	全国学力・学習状況調査結果
2	英語教育の推進	英語が好きと答える児童生徒の割合
3	教師力向上への支援	授業がわかると答える児童生徒の割合

②重点２：たのしい学校【安心・安全な学校づくり】

No.	具体的施策の方針案	評価指標案
1	不登校対応	不登校の出現率・復帰率
2	いじめ問題対応	いじめの認知率・解消率
3	学校生活充実への支援	学校が楽しいと答える児童生徒の割合 自分が好きと答える児童生徒の割合
4	学校安全への支援	日本スポーツ振興センター災害給付対象けが件数

③重点３：学校・家庭・地域の協働【久留米版コミュニティ・スクールの推進】

No.	具体的施策の方針案	評価指標案
1	学習習慣定着への支援	家庭等での学習時間
2	地域学校協議会提言実働化への支援	地域学校協議会提言の達成率

(9) 具体的施策

①具体的な施策については、「予算を伴うもの」と「予算を伴わないもの」の二面から検討する。

②学力の保障と向上など、結果を出すことができる効果のある取組を推進するため、現状の施策について、ア 何かをやめる、イ やり方を変える、ウ 新たに取り組む、の三つの視点で検討する。

(10) 具体的施策の体系イメージ

重点１：わかる授業【学力の保障と向上】

※（　）は７ページ以降の参考資料の（重点－施策№）を示す。

(1) 授業改善への支援
- 小中学校学力・生活実態調査事業（1-1）
- 小学校くるめ学力アップ推進事業（1-2）
- 中学校くるめ学力アップ推進事業（1-3）
- 小中学校特別支援教育支援員活用事業（1-5）
- 「くるめ学」子どもサミット事業（1-6）
- 市教育研究指定事業(1-10)
- 効果的な校内研修の実施（新）

(2) 英語教育の推進
- 外国語指導助手活用事業（1-4）
- 小学校教員に対する英語教育の研修の実施(新)
- 中学生の英語力を高める新たな取組(新)

(3) 教師力向上への支援
- 教職員研修事業（1-7）
- 教育課題研究事業（1-8）
- 教育活動支援事業（ICT活用推進、理科教育センター等）（1-9）

重点２：たのしい学校【安心・安全な学校づくり】

(1) 不登校対応
- 小学校不登校対応総合推進事業（2-2）
- 中学校不登校対応総合推進事業（2-4）
- 不登校児童生徒対策事業（2-5）
- 不登校児童生徒訪問指導事業（2-6）

(2) いじめ問題対応
- 生徒指導充実事業（2-7）
- いじめ防止基本指針の策定(新)

(3) 学校生活充実への支援
- 健康増進特別事業（2-8）
- 学校問題解決支援事業(2-11)

(4) 学校安全への支援
- セーフスクール推進事業(2-12)

心の教育推進事業（スクールカウンセラー）（2-1）
スクールソーシャルワーカー事業活用(2-3)

重点３：学校・家庭・地域の協働【久留米版コミュニティ・スクールの推進】

(1) 学習習慣定着への支援
- 小学校くるめ学力アップ推進事業【再掲】(3-1)
- 中学校くるめ学力アップ推進事業【再掲】(3-2)

(2) 地域学校協議会提言実働化への支援
- 小・中学校コミュニティ・スクール（久留米版）推進事業（3-3）
- ＰＴＡ団体助成　(3-4)

〔参考資料：現状の施策〕

1　重点1「わかる授業」【学力の保障と向上】

No.	事業名	概　　要
1	小中学校学力・生活実態調査事業	小中学校において、児童生徒の学力等の実態を把握し、分析、考察した結果を授業改善に活用することで、学力の保障と向上に努める。
2	小学校くるめ学力アップ推進事業	一人ひとりの児童へのきめ細かな対応を図るため、学校の状況に応じて非常勤講師を配置して少人数授業を実施する。また、地域住民や大学等のボランティアを派遣して放課後等に補充学習を行う。
3	中学校くるめ学力アップ推進事業	全中学校に非常勤講師を配置することで、教務担当主幹教諭を学力向上コーディネーターとして専任化し、学力向上のための企画・立案及び調整等を行う。また、地域住民や大学等のボランティアを派遣して放課後等に補充学習を行うとともに、新たに中学生を対象とした無料の学習支援塾（くるめっ子塾）を設置する。
4	外国語指導助手活用事業	外国語（英語）教育の充実と国際理解教育の推進を図るため、外国語指導助手（ＡＬＴ）を小・中・高等学校の授業において活用する。
5	小中学校特別支援教育支援員活用事業	通常の学級及び特別支援学級に在籍する学習面や生活面で個別の支援を必要とする児童生徒に対し、特別支援教育支援員の配置を行う。
6	「くるめ学」子どもサミット事業	市内小・中学校で実施される「くるめ学」の学習成果を、各学校の児童生徒同士が発表し合う機会を設け、「くるめ学」の一層の充実を図るとともに、保護者や地域の人々にも公開し、「くるめ学」の趣旨や意義を周知する。
7	教職員研修事業	教職員の指導力（授業力）を高めるため、初任者、経1・2・5・10年、主任等の中堅・管理職といった経験年数と職能に応じて教職員が自己の課題に応じて主体的に研修を進めていける研修の充実を図る。
8	教育課題研究事業	本市の教育施策を踏まえた独自の教育課題を解決するため、市独自の研究班による研究主題を設定し、調査研究を行う。また市主催研修を通じて、その成果の普及に努める。
9	教育活動支援事業	教職員の教育活動を直接支援するため、ICT活用推進、教育資料室の整備、教育情報の提供、理科教育センター、教育論文奨励等の充実を図る。
10	市教育研究指定事業	市内の学校教育に共通する緊急かつ重点的教育課題について調査研究するモデル校を指定し、その研究成果を広く啓発・普及することによって本市教育の振興、充実に資する。

2　重点2「たのしい学校」【安心・安全な学校づくり】

№.	事業名	概　　要
1	心の教育推進事業	児童生徒の相談窓口（スクールカウンセラー等）を整備、個々に応じた対応を図るとともに、早期の段階での対応法を発見することで、子どもたちの健全な心の育成を図る。
2	小学校不登校対応総合推進事業	児童生徒の不登校や問題行動の早期段階における解決を図るため、小学校に生徒指導サポーターを配置する。
3	スクールソーシャルワーカー活用事業	社会福祉士等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを市教育委員会に常駐させ、問題を抱えた生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関等とのネットワークの活用を行うことにより、課題解決への対応を図る。
4	中学校不登校対応総合推進事業	11中学校の校内適応指導教室に助手を配置し、不登校傾向及び不登校生徒の校内での居場所をつくり、段階的に教室復帰ができるように生徒指導・進路指導及び学習支援を行う。
5	不登校児童生徒対策事業	「らるご久留米」において、学校に行きたくても行けない児童生徒の基礎・基本の学力向上と、様々な体験活動を通して学校復帰等へ向けた「心の安定」と「心のエネルギーの回復」に努め、「自信の構築」、「基本的生活習慣の改善」を図る。また、臨床心理士との連携により、児童生徒及び保護者のサポートを強化する。
6	不登校児童生徒訪問指導事業	家庭にひきこもりがちな不登校児童生徒に対して、訪問指導員を派遣し、児童生徒及びその保護者に対して、指導・支援を行い、適応指導教室への通級や学校復帰を図る。
7	生徒指導充実事業	専任補導教員が配置されていない中学校に対し、非常勤講師を配置することにより、生徒指導担当教員が専任で生徒指導上の諸問題の解決と早期対応が図れる体制をつくる。
8	健康増進特別事業	自然環境の中で、野外観察や集団活動等を行うことにより、心身の健康増進と社会的資質の向上を図る。
9	医療的ケア対応事業	久留米特別支援学校の医療的ケアを必要とする児童生徒の保護者待機等を解消するため、看護師を配置し、個々の状況に的確に対応できる安全な教育環境を整備する。
10	学校訪問看護支援事業	医療的ケアを必要とする児童生徒の保護者が、訪問看護制度を活用する際の補助を行う。

11	学校問題解決支援事業	保護者等からの要求や苦情に対して、法的・専門的な分野の専門家からなる相談体制を確立し、学校への助言を行う。 また、深刻ないじめ等の緊急対応が必要な事案が発生した場合には、「第三者委員会」として学校や保護者等への指導・支援を行う。
12	セーフスクール推進事業	毎年小学校１０校をセーフスクール推進校とし、セーフコミュニティモデル校の取組を生かしながら、地域や関係機関と連携した安全教育の推進を図る。

３　重点3「学校・家庭・地域の協働」【久留米版コミュニティ・スクールの推進】

№.	事業名	概　　要
1	小学校くるめ学力アップ推進事業(再掲)	地域住民や大学等のボランティアを派遣して放課後等に補充学習を行う。
2	中学校くるめ学力アップ推進事業(再掲)	地域住民や大学等のボランティアを派遣して放課後等に補充学習を行うとともに、新たに中学生を対象とした無料の学習支援塾（くるめっ子塾）を設置する。
3	小・中学校コミュニティ・スクール（久留米版）推進事業	地域に開かれた信頼される学校づくりのため、地域学校協議会を中心として学校・家庭・地域の連携を強化し、各学校の特色ある教育活動や教育課題に対応した取組を推進する。
4	ＰＴＡ団体助成	家庭教育と学校教育との連携を深め、児童生徒の健全育成を図るため、久留米市小学校父母教師会連合会、久留米市中学校父母教師会連合会に対して補助金を交付する。

4　その他の施策

No.	事業名	概　　要
1	食育プログラム研究推進事業	子どもたちに食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけさせるために、久留米市栄養教諭等研究会に対して助成を行う。
2	食育啓発・促進事業	学校・地域及び家庭が連携し、家庭における食育の充実や子どもの基本的生活習慣の定着を図るため、小中学校父母教師会等の取組としての食育啓発活動に対して助成を行う。
3	中学校美術教育振興事業	中学校第１学年を対象に、石橋美術館・有馬記念館で行われる企画展・平常展の鑑賞に係るバス借り上げを行うとともに、中学校美術作品展を支援することにより、美術に対する興味を高め、郷土を愛する心をはぐくみ、豊かな心を育成する。
4	中体連・中文連助成、賞賜金支給	中学生の体育・文化活動の充実を図るために、中体連・中文連の運営費を助成するとともに、各種大会等の助成、生徒の出場旅費の補助を行う。
5	中学校部活動活性化事業	（財）スポーツ安全協会のスポーツ安全保険に加入することで、外部指導者の指導中の事故等に対応、積極的な外部指導者の活用を図る。
6	生徒指導連絡協議会助成	問題行動等を防止し、児童生徒の健全な育成を図るため、生徒指導連絡協議会や学校警察連絡協議会に対して活動助成を行う。
7	特別支援教育進路指導事業	久留米特別支援学校の中学部及び高等部が実施する職場実習に対する支援を行う。
8	小・中・特別支援学校図書活動の推進	小・中・特別支援学校の学校図書館の充実を図るため、学校司書を配置する。
9	学校事務支援事業	小・中・特別支援学校に事務補助職員を配置することにより、学校事務の支援を行う。
10	就学相談事業	障害のある幼児児童生徒の就学先決定についての就学相談を実施し、自立し社会参加するための基礎となる力を育む最適な環境を選択するための情報提供を行う。

【手持ち資料：当日はスライドで説明】

1　施策に対する議会等からの主なご意見

①学力の保障と向上に関して、同じ事を続けても効果が出ないのであれば何らかのカンフル剤を打つ必要があるのではないか。

②中学校校内適応指導教室については現状１１校に設置しているが、全校設置をめざしてほしい。

③学校と家庭､地域が協働して学力の保障と向上に取り組むような施策ができないものか。

④市単独少人数授業講師の配置については、学力に課題のある学校全てに配置できるように拡大してほしい。

⑤学校は一生懸命がんばっていると思うが、そのがんばりが結果に結びついていない現状の中で、教育研究指定や校内研修のあり方など見直す必要があると思う。

⑥中学校の不登校生徒は減少しているが、小学校６年から中学校１年にかけて不登校生徒が増加するという中１ギャップの課題が解消していない。久留米市が小中一貫教育ではなく小中連携教育を推進すると主張している上で、中１ギャップを解消する小中連携教育のさらなる推進が必要ではないか。

2　第2回教育改革推進会議(10月19日)で協議をお願いしたい内容

①　２－(2)教育改革の目標～(7)教育改革プランの概要図までの内容のついて

②　２－(8)具体的施策の方針と評価指標について

③　今後の具体的な施策についてのご意見やアイディア

教育委員会後援事業等に関する報告

H27.9.10からH27.10.15 受付分まで

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
1	平成27年12月6日（日） 13時00分～17時00分	第22回久留米地区学童保育研修大会	久留米市学童保育所連合会	久留米市立久留米商業高等学校　メディアセンター	後援	学校教育課
2	平成27年11月7日（土） 15時30分～17時00分	田主丸町文化協会主催事業「トリオ秋の調べ」 （内容：ピアノ、ヴァイオリン、ソプラノ演奏）	田主丸町文化協会	久留米市田主丸複合文化施設「そよ風ホール」	後援	田主丸総合支所文化スポーツ課
3	平成27年11月14日（土） 12時00分～	平成27年度久留米市小・中学校PTA合同研修会	久留米市小・中学校PTA連合協議会	久留米市民会館・久留米市庁舎くるみホール	後援	学校教育課
4	平成28年1月24日（日） 14時00分～16時00分	思春期保健講演会	久留米市	えーるピア久留米	後援	学校教育課
5	合唱の部　平成27年12月3日（木）9時00分～16時 器楽合奏の部　平成28年1月22（金）9時30分～16時	筑後地区小学校音楽祭	筑後地区小学校音楽教育研究会	久留米市石橋文化ホール	後援	学校教育課
6	平成27年10月18日	第16回ほっともっと杯久留米市少年野球フレッシュリーグ野球大会	久留米市少年野球フレッシュリーグ	桜花台野球場	後援	体育スポーツ課
7	平成27年10月18日	第16回ほっともっと杯久留米市少年野球フレッシュリーグ野球大会	久留米市少年野球フレッシュリーグ	桜花台野球場	後援	体育スポーツ課
8	平成27年10月17日	ムーンスターウォーキングフェスティバル	株式会社ムーンスター	ムーンスター	後援	体育スポーツ課
9	平成27年11月1日	少林寺拳法第3回合同部内大会	少林寺拳法久留米北スポーツ少年団	広川町武徳館	後援	体育スポーツ課
10	平成27年11月1日	少林寺拳法第3回合同部内大会	少林寺拳法久留米北スポーツ少年団	広川町武徳館	後援	体育スポーツ課
11	平成27年10月11日	第12回宮ノ陣笑群バイクラブ杯宮ノ陣FCサッカー交流大会	宮ノ陣笑群バイクラブ	陸上競技場	共催	体育スポーツ課
12	平成27年10月21日	ニュースポーツ世代間交流会inくるめ	久留米市総合型地域スポーツクラブ連絡協議会	県立体育館	共催	体育スポーツ課

教育委員会後援事業等に関する報告

H27.9.10からH27.10.15 受付分まで

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
13	平成27年12月12日（土）	第5回北九州銀行杯　小中学生イングリッシュコンテスト	株式会社　北九州銀行	北九州銀行本店	後援	学校教育課
14	平成27年10月17日、18日	第26回九州さつき盆栽展	九州さつき愛好会	久留米リサーチパーク	後援	生涯学習推進課
15	平成27年10月25日	子育てセミナー	家庭倫理の会久留米市	野中町アイビービル3階	後援	生涯学習推進課
16	平成27年11月3日～8日	第43回久留米連合文化会書道部書作家展	久留米連合文化会書道部	石橋美術館1階ギャラリー	後援	生涯学習推進課
17	平成27年11月6日～8日	2015ガス展での食育セミナー（講師：吉田俊道、三上敦人、松田望）	久留米ガス株式会社	久留米ガス株式会社社屋内	後援	生涯学習推進課
18	平成27年11月7日、8日	第22回　草野まちかど博物館	草野まちかど博物館実行委員会	まちなみ保存地域（紅桃林区、草野東区、草野西区、矢作区）及び、吉木東区、吉木合原区、吉木西区	後援	生涯学習推進課
19	平成27年11月13日、17日、20日、24日	久留米友の会（家事家計講習会）	久留米友の会	えーるピア久留米 友の家 八女伝統工芸館	後援	生涯学習推進課
20	平成27年11月14日	講演会「障害のある子もない子も豊かな発達を」～現場で長年支援を続けている先生のお話を聞こう～	新婦人スモールステップの会	久留米市南校区コミュニティセンター	後援★	生涯学習推進課
21	平成27年11月15日	サイクルファミリーパークフェスタ2015	（公財）久留米観光コンベンション国際交流協会	久留米サイクルファミリーパーク	後援	生涯学習推進課
22	平成27年11月21日～平成28年2月7日	野田宇太郎文学資料館企画展「野田宇太郎の美術散歩」	野田宇太郎文学資料館	野田宇太郎文学資料館　展示室	後援★	生涯学習推進課
23	平成27年11月29日	国際ソロプチミスト久留米・アウラ「夢を生きる」アートコンテスト	国際ソロプチミスト久留米・アウラ	えーるピア久留米・美術室2	後援	生涯学習推進課
24	平成27年12月4日、6日	第25回日本盆栽青樹展	日本盆栽青樹展組織委員会	久留米リサーチパーク	後援	生涯学習推進課

教育委員会後援事業等に関する報告

H27.9.10からH27.10.15 受付分まで

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
25	平成27年12月6日	第22回賢順記念くるめ全国箏曲祭	賢順記念全国箏曲祭振興会	石橋文化ホール	共催	生涯学習推進課
26	平成28年1月17日	言志堂節風会創立55周年吟剣詩舞道大会	言志堂節風会	ホテルニュープラザ久留米	後援	生涯学習推進課
27	平成28年1月23日	劇団四季オリジナルミュージカル「むかしむかしゾウがきた」	鳥栖市文化事業協会	鳥栖市民文化会館大ホール	後援	生涯学習推進課
28	平成28年2月13日	第41回日本フィル九州公演	大牟田日本フィルの会	大牟田文化会館	後援	生涯学習推進課
29	平成28年2月21日	第4回FPフォーラムin久留米 くらしとお金のセミナー＆相談会	特定非営利活動法人日本ファイナンシャル・プランナーズ協会福岡支部	えーるピア久留米	後援	生涯学習推進課
30	平成27年3月13日	劇団カッパ座	甘木カッパ友の会	ピーポート甘木（大ホール）	後援	生涯学習推進課

平成２７年第４回（９月）久留米市議会一般質問回答要旨

質問一覧(教育部関連)

質問議員	質　　問　　内　　容
太田　佳子　議員	２　久留米特別支援学校について （１）現在の学部・学級の児童生徒・教職員の状況について （２）適正な教員配置について （３）特別支援学校教諭免許保有者の占有率について
松岡　保治　議員	１　教育問題について （１）全国学力調査の結果について （２）今後の対応について
森﨑　巨樹　議員	１　有権者の投票率向上について （２）教育現場における青少年の政治参加意識の向上について
甲斐　征七生　議員	２　教育行政について （１）非正規教職員の実態と今後について （２）残業について （３）施設の改善について 　ア　休憩室について 　イ　トイレについて 　ウ　特別教室のクーラー設置について
権藤　智喜　議員	２　学校施設の老朽化対策について （１）老朽化の状況と現存の取組みについて （２）今後の老朽化対策について （３）今後の施設の維持管理について
田住　和也　議員	１　市立小中学校の通学路、通学区域について （１）通学路の安全確保について （２）通学区域の緩和について ２　市内小中学校の学力について （１）学力低下の原因について （２）学力向上の方法について
山村　太二　議員	１　動物愛護の方向性について

個人

【質問議員】　太田　佳子議員

【質問要旨】　２　久留米特別支援学校について
（１）現在の学部・学級の児童生徒・教職員の状況について

【質問趣旨】　久留米特別支援学校の児童生徒の状況とそれに伴う教職員の配置の状況はどのようになっているか。

【回答要旨】　**１　現在の学部・学級の児童生徒・教職員の状況について**

平成 27 年度の久留米特別支援学校の学級数と在籍児童生徒数は、小学部 19 学級 67 名、中学部 12 学級 48 名、高等部 17 学級 96 名の計 48 学級 211 名となっています。

教職員については、1 学級を 2～3 名程度で担当している状況であり、県教育委員会の基準により、担任、副担任として学校全体で 88 名が配置されています。学部ごとには、校長により児童生徒の実態から、小学部 31 名、中学部 22 名、高等部には 35 名の教員が配置されています。

特別支援学校の児童生徒数は、平成 15 年度以降年々増加し本年度は過去最多となっており、障害の状態も、重度・重複化傾向のみならず、発達障害の児童生徒が増加するなど多様化の傾向がみられることから、一人一人の教育的ニーズに応じた指導を充実することが求められています。

【質問議員】　太田　佳子議員

【質問要旨】　２　久留米特別支援学校について
（２）適正な教員配置について

【質問趣旨】　男子の生徒の在籍数に比べて、男性の教員の割合が少ないために、校外学習等の引率で不都合が生じていると聞いている。適正な教員の配置が行われるべきではないか。

【回答要旨】　**１　適正な教員配置について**

児童生徒の男女の割合については、男子の割合が全体の約 65％と高くなっている状況です。

これに対して男性の担任、副担任の割合は 35％程度と低く、在籍の児童生徒に占める男子の割合からすると、ご指摘のとおり男性の教員の数が少ないといえます。

このことから、宿泊を伴う修学旅行や校外学習等の実施に影響が生じるため、学校から男性教員の増員の要望があがっております。

特に、中・高等部においては生徒の発達段階から、原則、トイレや更衣等の指導は同性の教員が行う必要があるため、校長は同一学級の担任、副担任のいずれかには男性教員を配置するなどの配慮を行っています。しかし、現実的には男性教員の数が少ないことから、今年度、中学部の１学級については担任等に男性教員が充てられず、隣接の学級の男性教員の支援を得ながら指導を行っている現状が生じています。

このことから、今後とも児童生徒の実態やニーズに応じた教員の配置を心がけるとともに、人事権を有する県教育委員会への要望を継続して行っていきたいと考えています。

【質問議員】　太田　佳子議員

【質問要旨】　２　久留米特別支援学校について
（３）特別支援学校教諭免許保有者の占有率について

【質問趣旨】　久留米特別支援学校と他の特別支援学校の特別支援学校教諭免許状の保有率を比較してどのような状況か。特別支援学校の教育を充実していくために、保有率を高めていくことが必要ではないか。

【回答要旨】　１　特別支援学校教諭免許状保有者の占有率について

平成 26 年度の知的障害教育特別支援学校教諭の当該障害種の教員免許状保有率は全国では 74.9%、福岡県立知的障害教育特別支援学校については、平成 27 年度の調査で 77.3%となっております。これに対して久留米特別支援学校では 55.6%にとどまっている現状です。

このように免許状保有率に違いがある要因としては、県立特別支援学校の教員の採用が、ここ数年、特別支援学校教諭免許状の保有が条件とされているのに対して、久留米特別支援学校の教員については、県教育委員会が小・中学校教員として配置した教員の中から充てる仕組みを採っているからです。

加えて、異動に関しても県立特別支援学校では主に特別支援学校間での異動となりますが、久留米特別支援学校では、6 年を目処に異動を行うという県教育委員会の方針があり、免許を保有している教員もほとんどが小・中学校への異動となっているからです。

このような事情の中でも、特別支援学校教諭免許状の保有率を高めることは重要なことであると認識しており、久留米特別支援学校の教員をはじめ、小、中学校の特別支援学級担任や通級による指導教室担当者等に対しても、広く認定講習等の受講による特別支援学校教諭免許状取得の奨励を行っているところです。

あわせて、今後とも市教育センターの特別支援教育に係る研修講座の充実を図るなど、教員の専門性向上のための取組を継続して行っていきたいと考えています。

【質問議員】　松岡　保治議員

【質問要旨】　１　教育問題について
（１）全国学力調査の結果について

【質問趣旨】　今回、明らかになった平成２７年度の全国学力・学習状況調査において、久留米市の結果はどうだったのか。

【回答要旨】　１　学力調査の結果について

平成 27 年度の全国学力・学習状況調査においては、小学校、中学校ともに国語Ａ・Ｂ、算数・数学Ａ・Ｂ、理科の各教科区分で全国の平均正答率を上回ることはできませんでした。

詳細については現在分析中ですが、小学校においては、国語Ａ・Ｂ及び算数Ｂでは昨年度より全国平均正答率との差が縮まった一方で、算数Ａ及び理科については、前回の調査より全国平均との差が広がりました。中学校においては、理科は前回の調査より全国平均正答率との差が縮まりましたが、その他の教科区分においては、昨年同様か、もしくは昨年度より全国平均正答率との差が広がる結果となりました。

一方で今回の調査では、「国語や算数・数学の勉強が好き。」また「大切である。」と答えた児童生徒の割合は、全国平均とほぼ同じ、またはそれを上回る値となるなど、児童生徒の学習意欲の向上が見られています。

しかしながら、全体的には全国平均を下回っており、現状を打開するに

は至っておりません。第２期教育改革プランに掲げている確かな学力の育成の目標を達成することができず、この結果を非常に重く受け止めております。

【質問議員】　松岡　保治議員

【質問要旨】　１　教育問題について
（２）今後の対応について

【質問趣旨】　久留米市の結果を踏まえ、今後どのような学力向上策に取り組んでいくのか。

【回答要旨】　１　これまでの取組について
学力向上に向けて、これまで各学校が毎年作成する学校プランに基づく授業改善の取組や、市教育センター等における各種研修会や専門講座の受講奨励、指導主事による指導助言等を通して教員の授業力向上に取り組んできました。
また、これまでの調査結果から、家庭での学習習慣や基礎・基本の定着に課題が見られたため、平成２５年度から全校区で学生ボランティアや地域ボランティアを活用し、各学校における放課後学習や長期休業中の学習会の実施、学校をあげての補充学習の取組を促進してきました。
さらに、今年度から小学校については、少人数授業の効果を高めるために、市単独で配置する非常勤講師の配置基準を各学校の児童の学力実態と課題に応じうるものとなるよう見直しを行ってきたところです。また、中学校については、非常勤講師を配置して、教務担当主幹教諭を学力向上コーディネーターに専任化することにより、各学校の学力向上の中心的役割を担えるよう環境整備を行っております。定期的に開催している学力向上コーディネーター連絡会議では、現在、各学校の学力向上の効果的な取組やアイデアを共有しながら、課題克服に向けた方策について協議を進めているところです。
加えて、中学生を対象にモデル地区を指定して無料学習支援塾「くるめっ子塾」を開設し、基礎・基本の定着のための学習支援や放課後の居場所づくりに取り組んでおります。

２　今後の対応について
これまでの学力向上策の徹底とその継続に取り組むとともに、現在策定中の次期教育改革プランの中で、学力向上を最重要課題と位置付けて、各学校と協働した効果的な施策・事業の更なる展開を図り、児童生徒の学力の保障と向上に取り組んでいきたいと考えております。

【質問議員】　松岡　保治議員

【質問要旨】　１　教育問題について
（２）今後の対応について　　【２回目】

【質問趣旨】　高牟礼中学校区で行っている「くるめっ子塾」ではどのような活動を行っているのか。また、このような取組が小学校でも必要だと思うが、今後どのような取組を行うつもりなのか。

【回答要旨】　１　中学校「くるめっ子塾」の取組について
くるめっ子塾は、中学生の基礎・基本の定着と居場所づくり・仲間づくりを目的に、本年５月に高牟礼中学校区をモデル校区として開設いたしました。現在、３０名の生徒が通っておりますが、開設から３ヶ月あまりが経過し、その運営も軌道にのり、通っている生徒達も、仲間と協同して自主的に学習し、課題の克服に向けて意欲的に取り組んでいるところです。

今後は、高牟礼中学校区のモデル的な取組の成果と課題を検証し、他の中学校区への拡充をめざしていきたいと考えております。

２　今後の小学校の取組について

市教育委員会としましても、学習習慣や基礎・基本の定着には、小学校段階からの支援が重要であると認識しております。現在、各学校の授業改善や朝の学習、補充学習等の学力向上の取組に加えて、学習習慣定着支援事業により、各学校に学生や地域のボランティアを派遣し、放課後の学習支援を行っておりますが、学校ごとに派遣できる人数に差があるという現状にあります。

そのため、今後は地域学校協議会を中心に、地域の方々の協力を得ながら、小学校段階からの学習支援の充実に努めていきたいと考えております。

【質問議員】　森﨑　巨樹　議員

【質問要旨】　１　有権者の投票率向上について
（２）教育現場における青少年の政治参加意識の向上について

【質問趣旨】　青少年の政治参加意識を高めるためには、選挙権を有する前の段階からの適切な教育と、その際における教員の政治的中立性が求められるが、どのような取組を行っているのか。

【回答要旨】　**１　投票に関する動機付けの指導について**

政治参加意識を高めるためには、選挙制度の意義や重要性、その仕組みについての正しい理解が必要であると考えております。そのため、小学校の段階から、議員選挙や議会の仕組みなどの具体的事例を挙げながらわかりやすい指導に努めているところです。

さらに、学習指導要領に基づき、小学校６年社会科、中学校社会科の公民分野において、市議会議場の見学、市議会事務局職員への聞き取りなどの体験活動や模擬投票、投票率低下等の課題についての意見交流会などの活動を取り入れて指導を行っている学校もあります。

また、高等学校では、公民科の現代社会、政治・経済の科目において、国民の政治意識や政治行動の特徴などの具体的事例を取り上げ、有権者としての主体的な政治参加の在り方についての理解が深まるように指導しております。

２　教員の政治的中立性の確保について

平成 28 年６月に「公職選挙法等の一部を改正する法律」が施行され、満 18 歳に達した生徒は選挙権を有するので、選挙に関する教育を行う教員に対しては、職務上、生徒、保護者等の疑惑や不信を招くことがないように政治的中立性が一層求められることとなります。このことについては、「教育基本法」第 14 条や「義務教育諸学校における政治的中立の確保に関する臨時措置法」第３条にも規定されているところです。

このことから、市教育委員会としましては、教員が特定候補者の推薦、投票依頼や勧誘等の政治的行為を行うことがないよう、適宜、文書通知を行うとともに、校長会や教職経験年数に応じた基本研修等でも繰り返し指導し、服務規律の徹底を図っております。

【質問議員】　森﨑　巨樹　議員

【質問要旨】　１　有権者の投票率向上について
（２）教育現場における青少年の政治参加意識の向上について　【２回目】

【質問趣旨】　現状の取組を踏まえて今後、青少年の政治参加意識を高めるための教育と、教員の政治的中立性の確保をどのように行っていくのか。

【回答要旨】　**１　投票に関する動機付けの今後の指導について**

今回の選挙年齢の引き下げを受けて、文部科学省から本年中に「高等学校生徒向けの教材及び指導用テキスト」が提供される予定となっております。今後、その内容を分析し、生徒による身近な政策課題への提言作成、政策テーマについてのディベートの実施などの参加型学習に活用していきたいと考えております。

あわせて、中央教育審議会で検討が開始されている新科目「公共」の動向を注視しながら、生徒が国家及び社会の形成者として必要な政治的教養を身につけるための教育の方向性を探っていきたいと考えています。

これに関連して、模擬議会や議員を交えた意見交流会などの事例や主権者教育の実効性ある取組例を学校に紹介するなど、市選挙管理委員会と連携し、一体的に推進を図りながら、政治参加意識の向上に努めてまいります。

２　今後の教員の政治的中立性の確保について

先程申し上げました各学校への文書通知や教職員研修において服務規律の徹底を図ることに加えて、今後、各学校において管理職が、教員個人の政治思想・信条によって学習指導要領を逸脱した指導が決して行われることがないよう、これまで以上に、年間指導計画や週指導計画の点検、教室訪問などを通して、選挙制度に関する指導が適切に実施されているか確認を行うよう各学校に指導していく必要があると考えております。

【質問議員】　甲斐　征七生議員

【質問要旨】　２　教育行政について
（１）非正規教職員の実態と今後について

【質問趣旨】　教職員の非正規雇用の現状と今後の改善に向けた取組について

【回答要旨】　**１　教職員の配置について**

久留米市の本年度の教員配置の現状について、小学校は、定数 922 名で、正規教員の配置実数 793 名、常勤講師 129 名となっております。中学校は、定数 504 名のうち正規教員 384 名、常勤講師 120 名となっております。特別支援学校は、定数 94 名のうち正規教員 48 名、常勤講師 46 名となっております。

２　教職員の配置の改善について

本市では、より多くの正規職員が配置されるよう、県教育委員会に対して繰り返し要望してきた結果、今年度は例年と比較して多くの新規採用教職員が配置されました。このことで、大量退職により近年低下していた正規教員の割合が増加に転じ、歯止めがかかったところです。

今後とも継続して、小・中学校校長会とも連携し、小・中学校、特別支援学校の人事権を有する県教育委員会に対して、正規教員の配置拡大を強く要望していきたいと考えております。

【質問議員】　甲斐　征七生議員

【質問要旨】　２　教育行政について
（２）残業について

【質問趣旨】　教職員の超過勤務等の実態把握が十分できていない。
より正確に把握すべきではないか。

【回答要旨】　１　教職員の超過勤務の状況について

教職員の職務は、自発性・創造性に期待する面が大きく、時間計測に基づく評価がなじまないところがありますが、教職員の超過勤務を解消し、健康の確保を図るためには、教職員の勤務時間を把握し、適切な措置を講じることが必要になります。

具体的な方策といたしまして、現在、市教育委員会におきましては、校務分掌の見直しを行い、担当業務を一人体制から二人体制にするなどの、組織的に機動性を高める体制づくり、会議や行事等の精選と効率的な運営、休暇の計画的な取得及び取得しやすい環境づくりなどについて、定例校長会、定例の教頭会において、継続して指導・助言を行っているところでございます。

【質問議員】　甲斐　征七生議員

【質問要旨】　２　教育行政について
（３）施設の改善について
ア　休憩室について
イ　トイレについて
ウ　特別教室のクーラー設置について

【質問趣旨】　学校施設改善（休憩室・トイレ・クーラー）について、今後どのような方針で、どのように取り組むのか。

【回答要旨】　１　これまでの学校施設の整備について

本市の学校施設の整備については、これまで「安全・安心」を確保するため最優先課題として耐震化に取り組んだ結果、平成 26 年度末までに全ての公立学校の耐震化が完了しております。

また、外壁・屋根防水の改修などの維持管理に取り組むほか、児童生徒が快適に学習できる環境整備として、平成 26 年度末に市内の小中学校全ての普通教室にエアコンの設置を完了したところです。

さらに、施設の老朽化に対応して、今年度、2 校の改築工事に着手するなど、学校施設の整備を進めてきました。

２　施設改善について

まず、職員休憩室整備につきましては、教職員の労働環境の面から必要であると考えており、これまでも学校の余裕スペースを活用するなどして確保に努めてきましたが、学校によっては、十分な休憩室の確保が出来ていないことを認識しております。今後、校舎改築事業等の際や空きスペースが確保できた場合に、休憩室の整備に取り組んでいきたいと考えております。

トイレ改修につきましては、児童生徒・教職員等が清潔で快適に利用しやすい施設づくりはもとより、学校が社会教育活動や災害時の避難所として利用する場合もあることをふまえ、整備を進めています。

平成 24 年度まで 36.5%だった学校トイレのドライ化率は、平成 25 年度から重点的に整備を行った結果、平成 26 年度末までに 52.9%（改修済 90 ヶ所／便所総数 170 ヶ所）となっています。今後も、財源の確保を図りつつ、トイレの環境整備に努めていきたいと考えております。

特別教室のエアコン設置につきましては、児童生徒が快適に学習できる環境の確保のためにも、今後整備が必要であると認識しております。しかし、そのためには、相当の財源が必要となることから、国の補助の動向を踏まえ、設置を検討していきたいと考えております。

【質問議員】　権藤　智喜議員

【質問要旨】　２　学校施設の老朽化対策について
（１）老朽化の状況と現在の取り組みについて

【質問趣旨】　学校施設の老朽化の状況と現在の取り組み状況

【回答要旨】　１　老朽化の状況

学校施設の整備につきましては、これまで安全・安心の確保を最優先課題として、耐震化の取り組みを進め、平成26年度末には市立学校全ての耐震化が完了しました。併せて、平成26年度末には快適な学習環境整備として、全ての小・中学校の普通教室に空調機の整備を行ったところです。

一方で学校施設の老朽化が進み、平成27年5月1日現在で建築後30年以上経過した建物が全体の66.9%を占めており、経年劣化による施設の老朽化対策が不可欠となっています。

２　現状の取り組み

現在、老朽化対策の事業手法には、老朽化した建物を全面更新する「改築事業」、使用期間を延長させるための「長寿命化事業」、日常の施設整備・修繕を行う「維持管理事業」があります。

具体的に、改築事業については、建物の構造耐力や築年数などから老朽化の程度を総合的に評価する耐力度調査を行い、その結果を踏まえて、計画的に校舎等の改築を行っています。

また、長寿命化事業については、建物を将来にわたって長く使い続けるため、校舎などの外壁面のひび割れ、壁面剥落、教室の雨漏りを防止する外部改修やトイレのドライ化、洋式化などの環境改善を行うトイレ改修等を行っています。

さらに、維持管理事業については、学校施設の機能を良好な状態に保持し続けるため、建物や設備の点検を行い、床や建具、給排水管等の改修・修繕を行っております。

これらの事業手法を選択して、具体的な学校施設の整備に取り組んでいる状況であります。

【質問議員】　権藤　智喜　議員

【質問要旨】　２　学校施設の老朽化対策について
(2)今後の老朽化対策について

【質問趣旨】　老朽化に対する今後の考え方(方針)と具体的な進め方

【回答要旨】　１　今後の老朽化対策について

未来を担う子どもたちにより良い教育条件、教育環境を整備することは、市としての基本的な責務であると考えております。

従いまして、学校施設の老朽化対策につきましては、児童生徒の安全性の確保はもとより、教育内容の多様化、弾力化に柔軟に対応できることや、児童生徒の学習の場や生活の場として、ゆとりと潤いのある環境とすることを基本的な考え方としています。

その対策の具体的な進め方としましては、各学校施設の老朽化状況、整備の優先順位を見極めたうえで、老朽化対策としての改築事業、長寿命化事業、維持管理事業の３つの事業手法から最適な選択を行い、タイミングを失することなく、より良い学校施設の環境整備に取り組んでいきたいと考えています。

【質問議員】　権藤　智喜　議員

【質問要旨】　２　学校施設の老朽化対策について
（３）今後の施設の維持管理について

【質問趣旨】　限られた予算の中、施設の維持管理をどのような考えで取り組んでいくのか。

【回答要旨】　１　今後の施設の維持管理について
学校施設の老朽化対策につきましては、改築事業、長寿命化事業、維持管理事業のいずれをとっても、多額の財源を必要とすることから、耐力度調査や学校建物点検、目視による現場状況などの確認に基づいて、効率、効果的な施設整備を行うことが非常に重要であると考えております。
今後は、現在、久留米市として検討している長期的な視点から財政負担の軽減や平準化を図ることを目的とした公共施設等総合管理計画の考え方を踏まえ、学校施設における維持管理の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

【質問議員】　田住　和也議員

【質問要旨】　１　市立小中学校の通学路、通学区域について
（１）通学路の安全確保について

【質問趣旨】　小中学校の通学路に、交通量が多く危険な箇所がある。市における通学路の安全確保の現状と課題、取組みについて

【回答要旨】　１　これまでの取組の成果と課題
平成２４年４月に京都府亀岡市で、集団登校中に児童・保護者が犠牲となる悲惨な交通事故が発生しました。
その後も全国で児童を巻き込む交通事故が相次いだことを受け、本市では、道路管理者・警察・市教育委員会等が連携し、通学路の合同点検・対策案の決定等を行ってきました。
平成２６年３月には、これらの関係機関により設置した「久留米市通学路安全推進会議」において、安全対策のプロセスをまとめた「久留米市通学路交通安全プログラム」を策定し、組織的・継続的な通学路の安全確保に取り組んでいます。
具体的には、宮ノ陣小校区の歩道新設は今年度末までの完了を予定しておりますし、西国分小校区の一丁田交差点付近については、国が「自歩道整備事業」に着手し、県も連携し整備が進められています。また、ガードレールの設置や警察と連携した「ゾーン３０」の設定など、道路の現況や交通状況等に応じた対策を着実に実施しているところです。
そのような中で、本年７月に竹野小校区において、児童６名が負傷する大変痛ましい事故が発生しました。事故現場付近の県道は、歩道整備に着手したものの用地取得等の対応に時間を要していたところですが、事故直後に緊急の合同点検を行い、県による「路側帯カラー舗装」や警察による「横断歩道の再塗装」など、早期に取り組める対策を実施しました。
このように依然として危険度が高い箇所が残っており、継続した取組が必要であると考えています。

２　今後の取組について
今後も、危険度が高いと判断される箇所から優先的に対策を講じるとともに、用地取得等を要する箇所についても、国・県の道路管理者、警察、市教育委員会等と連携して、迅速に対応していきたいと考えております。

【質問議員】　田住　和也議員

【質問要旨】　１　市立小中学校の通学路、通学区域について
（２）　通学区域の緩和について

【質問趣旨】　津福小学校は４中学校に分かれて進学するが、ごく少数の児童が進学する中学校の場合、生徒・保護者の不安等が非常に大きい。久留米市として、通学区域の緩和についてどのように考えられているのか。

【回答要旨】　１　通学区域の考え方について

本市におきましては、住所地を基礎とした指定校制度を原則としており、中学校進学を見据えた小学校の通学区域の緩和については行っておりません。加えて、現在の通学区域は、過去からの合併や学校の新設、地域の事情などそれぞれの歴史的な経過の中で設定していることから、その見直しは非常に難しいと判断しております。

一方で、道路整備や市街地の開発等が進む中で、「指定中学校よりも近い学校がある。」「一つの小学校から複数の中学校へ進学先が分かれる。」などの課題が生じてきております。

２　課題への対応状況等について

市教育委員会では、中学校への進学について、通学が遠距離且つ長時間となる場合の安全確保及び同じ小学校の同級生と分かれて進学することへの適応不安の解消を目的とする中学校選択制度を平成１８年度に導入し、通学区域に係る課題解消を図ってきました。

また、中学校への入学以降、学校生活の不安や学習不振が現れる、いわゆる「中 1 ギャップ」に対応するために、市教育委員会では、全市的に小中連携教育を推進しております。

なかでも、津福小学校は、進学先の４中学校との間で、出前授業の実施、児童会と生徒会の相互交流等をモデル的に推進し、その成果を他の小・中学校に発信してきております。

さらに、各中学校においては、入学時に、同じ小学校の同級生が少人数である場合は、出身小学校に配慮した学級編制や、様々な場において出身小学校の友人及び先輩との人間関係を繋ぐ工夫を行い、生徒が円滑に中学校生活に適応できるよう配慮を行っております。

３　今後の取組について

市教育委員会では、児童及び保護者に対して、今後とも、各中学校の教育活動の見学等ができる学校公開及び中学校選択制度に関する情報提供を行ってまいります。あわせて、生徒が中学校での学習や生活にスムーズに適応できるよう、小中連携教育を、さらに推進していきます。

【質問議員】　田住　和也議員

【質問要旨】　２　市内小中学校の学力について
（１）学力低下の原因について

【質問趣旨】　学力が低下している主な原因と、学校側だけではなく、家庭を含めた総合的な課題もあると思うが、いかがか。

【回答要旨】　１　学力調査の結果について

平成 27 年度の全国学力・学習状況調査では、小学校６年、中学校３年の各教科区分において、全国及び県の平均正答率には及びませんでした。

また、平成 27 年４月に実施した久留米市学力・生活実態調査では、中学校１年は全国平均と同程度以上となり、一定これまでの取組の成果が見ら

れました。しかし、中学校２年においては、全教科で全国平均を下回る結果となり、依然として課題を克服できていない状況にあります。

２　学力低下につながる課題について

このような結果の背景には、学校での学力向上の取組が十分な成果を上げていないという課題に加えて、早寝早起き朝ごはんなどの基本的生活習慣が確立していなかったり、読書習慣や家庭での予習・復習といった学習習慣が未形成であったりといった状況があります。

加えて、携帯電話やスマートフォンについて、小学校では使用率が全国よりもやや高くなっていること、中学校では約半数の生徒の使用時間が１時間を超えていること、などの課題もあげられます。

【質問議員】　田住　和也議員

【質問要旨】　２　市内小中学校の学力について
（２）学力向上の方法について

【質問趣旨】　学力を向上させるためには、学校の取組だけでなく、学校、家庭、地域との連携や協働が大切だと思いますが、具体的な考えがあればお聞かせ下さい。

【回答要旨】　１　これまでの取組について

市教育委員会といたしましては、各種研修会の実施や、各学校における校内研修会等を通して、確かな学力を育む教師の授業力向上に努めてきました。

また、家庭での基本的生活習慣の改善を促す保護者向けチラシの作成・配布や、小・中学校ＰＴＡ連合協議会と連携した、夜遅くのインターネット・スマートフォン使用を制限する取組を進めてきました。

さらに、学習支援ボランティアの派遣による児童生徒の学習習慣の形成にも努めてきました。

本年度からは、各学校の地域学校協議会から出された学力向上策等の提言に対して補助金を交付し、学校・家庭・地域が協働した取組を進める「久留米版コミュニティ・スクール推進事業」にも新たに着手したところです。

２　今後の取組について

今後は、現在の第２期教育改革プランにおける施策を厳しく評価するとともに、家庭、地域との協働を最大限に図りながら、学力向上に向けて努力を重ねたいと考えております。

【質問議員】　山村　太二議員

【質問要旨】　１　動物愛護の方向性について

【質問趣旨】　子どもの成長過程において、動物を含めた他者との共生や命を大切にする教育が重要であると考えるが、学校ではどのように指導しているか。

【回答要旨】　１　動物愛護を含めた「命を大切にする教育」の重要性について

幼少期・学童期・青年期において、命あるものを慈しみ、他者を大切にすることについて、命の重みや尊厳にふれる実体験を通して実感を伴わせながら理解を深める学習を行うことは、豊かな情操と道徳心を養っていく上で大変重要であります。また、実感を伴う体験活動を通して培われた情操や道徳心は、いじめの問題など、子どもが直面する様々な状況の中で、他者を思いやり、自己の言動を正しく判断し実行する力へとつながるものであるととらえています。

２　学校における取組について

小学校１・２年の生活科においては、学校で飼育している動物の実態に合わせながら、ウサギを抱いて体温や心臓の拍動を感じる体験等を通して、生き物がかけがえのない生命をもっていることや成長していることについての気付きを深める学習を実施しています。

動物を飼育している学校においては、主に小学校高学年の児童が運営する児童会で「飼育委員会」等を組織しており、委員会で飼育している動物と全校児童がふれあう活動を通して、命の大切さについての理解を深めています。

また、動物の適切な飼育の仕方や接し方について福岡県獣医師会の獣医師から専門的なアドバイスを直接受けることができる県教育委員会の「学校動物飼育のための支援事業」を活用し、生活科の授業や飼育委員会の活動の充実を図っているところです。

なお、飼育動物がいない学校においては、久留米市鳥類センターがウサギやモルモットなどの動物を連れて学校へ出張する「移動動物園事業」を活用している学校もあり、動物とふれあう実体験の機会をつくって命を大切にする心の育成を図っています。

以上のような動物とふれあう体験活動を基本として、子どもに豊かな情操と道徳心を養っていく「道徳の時間」においては、全小・中学校において道徳の指導計画を作成し、「生命の尊さ」や「自然愛護」に関する学習の実施と指導の充実を図っているところです。

３　今後の取組等について

市教育委員会では、幼少期・学童期・青年期といった子どもの発達段階を踏まえ、他者との関わりから集団や社会との関わりへ、さらには生命や自然・崇高なものとの関わりへと学習対象を広げていきながら、命を大切にする子ども、動物との共生や自然環境を大切にする子どもの育成に努めていきます。

平成２７年第４回（９月）久留米市議会一般質問回答要旨
質 問 一 覧（市 民 文 化 部 関 連 ）

質　問　議　員	質　　問　　内　　容
早田　耕一郎　議員	２　ｔｏｔｏによるスポーツ振興助成金を活用した人工芝サッカーグラウンドの整備について ３　地区体育館が不足している校区におけるスポーツ振興について
権藤　智喜　議員	３　国指定天然記念物水縄断層の整備について

（市民文化部関係・発言順）

個人

【質問議員】　早田　耕一郎議員

【質問要旨】　２　ｔｏｔｏによるスポーツ振興助成金を活用した人工芝サッカーグラウンドの整備について

【質問趣旨】　既存の土のサッカーができるグラウンドを人工芝で整備してほしい

【回答要旨】　**１　スポーツ施設整備の基本的な考えについて**

スポーツ施設の整備につきましては､「活力あふれる市民スポーツの振興と豊かなスポーツライフの創造･地域づくり」の基本理念に基づき、市民の体力・年齢･目的に応じてスポーツに親しめるようスポーツ施設の整備に努めております。

２　久留米市内のサッカー環境の状況について

市内には、サッカーの試合ができるグラウンドが１５箇所ありまして、内　訳といたしましては、土のグラウンドが１０箇所と陸上競技場や河川敷など芝のグラウンドが５箇所あります。

これらのグラウンドに加えまして、小中学校のグラウンドなどを活用し、　約２，０００名の市民の皆様が、日々の練習や各種大会などの活動をされるなど、市民スポーツの振興が図られております。

３　スポーツ振興くじ（toto や BIG)助成金について

スポーツ施設として、スポーツ振興くじ助成金での人工芝生化事業の助成　対象となる主な要件としましては、

①　グラウンドの面積は、原則４，０００㎡以上
②　公式競技ができるグラウンドとしての公認など

競技スポーツに主眼をおいた助成事業となっております。

４　人工芝によるグラウンド整備について

市内のサッカーの試合ができる土のグラウンド１０箇所のほとんどが、サ　ッカー専用のグラウンドとして整備されたものではなく、地域の皆様が多目的に利用することを前提に整備した多目的広場であり、野球やソフトボールなど他のスポーツの日常的な利用に支障をきたす可能性もございます。

したがいまして、スポーツ振興くじ助成金を活用した既存グラウンドの人　工芝化についてでございますが、現在のグラウンドの利用状況等を踏まえますと、課題も多く大変難しい状況にあると考えております。

【質問議員】　早田　耕一郎議員

【質問要旨】　３　地区体育館が不足している校区におけるスポーツ振興について

【質問趣旨】　篠山・南薫・長門石校区など現在の利用状況に対して地区体育館が不足している地域におけるスポーツ振興を図るため、広域施設として建設予定の（仮称）久留米スポーツセンター体育館を活用できないか。

【回答要旨】　１　篠山・南薫・長門石校区などの現状について

「活力あふれる市民スポーツの振興と豊かなスポーツライフの創造・地域づくり」を基本理念として、久留米市のスポーツ振興を図るために策定した久留米市スポーツ振興基本計画において、スポーツ施設の水準を久留米全域及び筑後地区の中核施設である「広域施設」や、主にスポーツクラブ等の活動と地区大会の開催に対応する「地区施設」などに分類しており、市内を１０エリアに区分して施設を配置しております。

また、久留米市では、市民の皆様のスポーツをする身近な場所として、「地区体育館」と併せ、小中学校施設を開放し、市民の皆様に活用いただいているところでございます。

お尋ねの篠山・南薫・長門石校区などは、本庁エリアに位置づけており、１つの広域施設と４つの地区体育館がございます。

２　（仮称）久留米スポーツセンター体育館について

平成３０年４月の供用開始を予定している（仮称）久留米スポーツセンター体育館の整備方針としましては、今まで以上の大規模大会の開催が可能となるような公式基準で整備を行い、県南の中核都市にふさわしい魅力ある施設とすることでスポーツコンベンションの誘致に取り組み、交流人口を増やすことなどとしております。

この整備方針に基づき、建設される施設の概要ですが、メーンアリーナではバスケットボール３面が取れる広さとし、また、これまでなかったサブアリーナも整備されます。更に、武道場では、柔道場４面と剣道場４面合計８面が確保できる広さに拡大する予定でございます。

３　（仮称）久留米スポーツセンター体育館の活用について

現在、（仮称）久留米スポーツセンター体育館は、基本設計が完成したところでありますので、施設の管理・運用につきましては、今後、施設の共同管理者である福岡県と十分協議してまいります。

【質問議員】　権藤　智喜　議員

【質問要旨】　３　国指定天然記念物水縄断層の整備について

【質問趣旨】　国指定天然記念物「水縄断層」について、貴重な歴史遺産の公開や、防災学習のため、歴史公園整備ができないか。

【回答要旨】　１　これまでの経緯

水縄断層は、平成 4 年度に山川町での発掘調査でその一部が確認され、平成 9 年 7 月 28 日に国の天然記念物に指定されました。また『日本書紀』の天武 7 年 12 月（西暦 679 年）の記述にも登場し、これは地震の発生年代と地域が特定できる、わが国最古の地震記録でもあります。

指定後は、断層を直接見学できる施設等の整備を検討いたしましたが、地層の乾燥防止策や整備費等の課題があり、現在は埋め戻して地中で保存しております。

２　現状

当該指定地につきましては、従来より地域の皆様から敷地の活用要望を受けており、昨年、管理上の必要もあり、一部ではありますが、地元の方々が活用しやすいように整地を行ったところでございます。現在、地元ではその整地部分を子ども達のラジオ体操の場などとして活用されているところです。

３　今後の方針

水縄断層につきましては、福岡県西方沖地震や東日本大震災など、自然災害に対する関心が高まっている中、防災意識の向上につなげていくためにも、地域資源として活用していくことが意義だと認識しております。

しかしながら、市内には多くの国指定史跡があり、これらを保存・活用するためには、多額の費用が必要であります。そのような中、田主丸大塚古墳は平成4年度から公有化を行い、26年度に歴史公園として整備を終えたところでございます。また、国指定史跡筑後国府跡は、平成7年度から公有化と整備を継続して行っております。さらに下馬場古墳については、整備を行うための調査を実施しており、今後も計画的に進めてまいります。

水縄断層につきましては、財政状況が厳しい中、この貴重な歴史資源を適正に保存するとともに、市民の方々の生涯学習や防災意識の向上等に活かすためにはどういった手法が最も適当か、まずは研究をしていきたいと考えております。

定例教育委員会
平成27年10月23日
教育部学校教育課資料

平成26年度児童生徒問題行動等調査結果について

1　暴力行為について

（１）発生件数及び発生率（1000人あたりの発生件数）

		学校種	暴力行為発生件数	合　計	発生率	小中発生率
H24	市	小学校	6	119	0.4	4.8
		中学校	113		13.6	
	県	小学校	70	1,255	0.3	3.1
		中学校	1,185		9.8	
	国	小学校	8,207	45,344	1.2	4.6
		中学校	37,137		11.4	
H25	市	小学校	4	140	0.2	5.7
		中学校	136		16.6	
	県	小学校	130	1,244	0.5	3.1
		中学校	1,114		8.3	
	国	小学校	10,680	49,724	1.6	5.1
		中学校	39,044		12.0	
H26	市	小学校	6	102	0.4	4.2
		中学校	96		11.8	
	県	小学校	73	1,013	0.3	2.5
		中学校	940		1.7	
	国	小学校	11,283	45,987	7.0	4.7
		中学校	34,704		10.7	

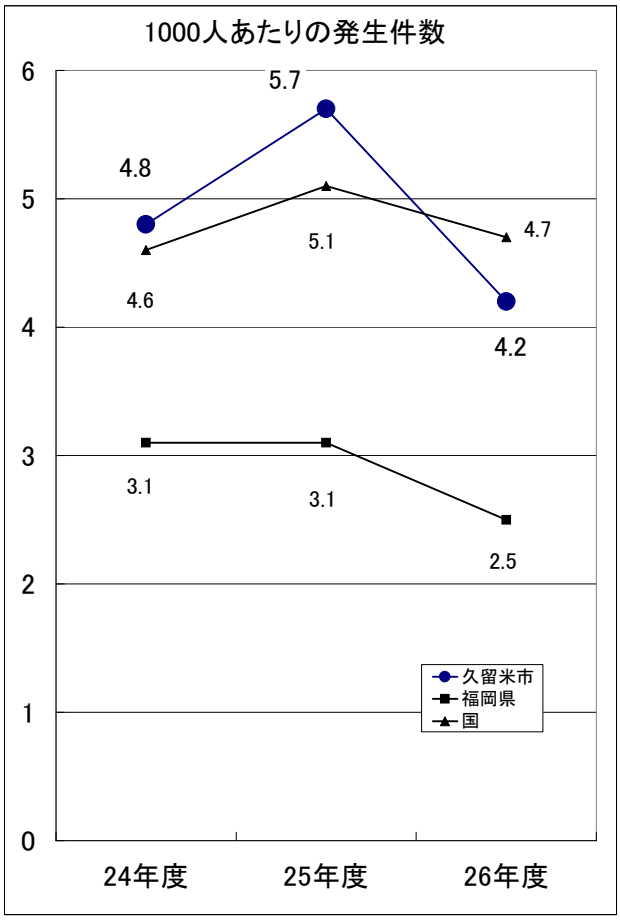

（２）暴力行為状況別の発生件数

		対教師暴力	児童生徒間暴力	対人暴力	器物損壊
H24	市	14	65	4	36
	県	195	772	24	264
	国	7,694	26,204	1,134	10,312
H25	市	14	82	1	43
	県	225	771	17	231
	国	9,046	27,998	1,187	11,493
H26	市	25	58	0	19
	県	190	644	27	152
	国	8,191	26,715	1,125	9,956

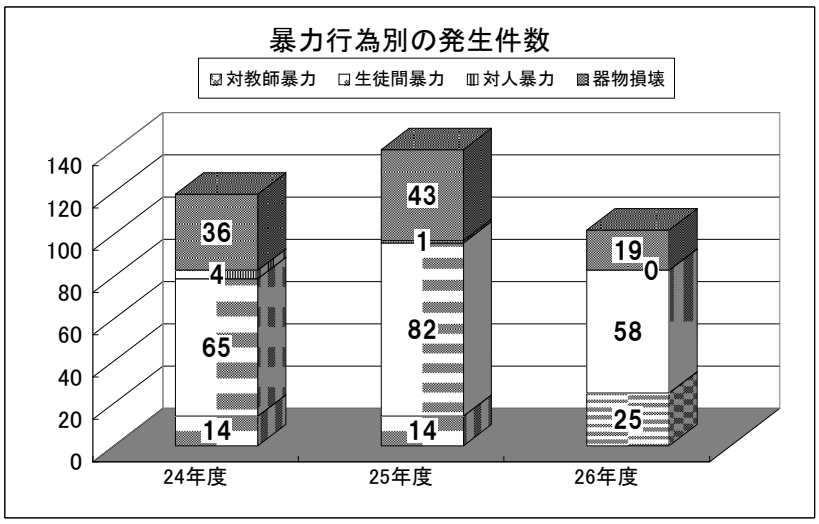

※グラフ内数字は件数

２　不登校児童生徒について

（１）不登校児童生徒数及び不登校児童生徒の割合（1000人あたりの不登校児童生徒数）

		学校種	不登校数	合計	不登校児童生徒の割合	小中不登校児童生徒の割合
H24	市	小学校	47	349	2.9	14.0
		中学校	302		36.4	
	県	小学校	872	4,903	3.2	12.1
		中学校	4,031		29.9	
	国	小学校	21,067	109,306	3.2	11.0
		中学校	88,239		27.0	
H25	市	小学校	51	327	3.1	13.2
		中学校	276		33.6	
	県	小学校	953	5,005	3.5	12.4
		中学校	4,052		30.2	
	国	小学校	23,982	115,784	3.7	11.8
		中学校	91,802		28.1	
H26	市	小学校	41	282	2.5	11.5
		中学校	241		29.5	
	県	小学校	998	5,072	3.7	12.6
		中学校	4,074		30.5	
	国	小学校	25,866	122,902	4	12.6
		中学校	97,036		30.0	

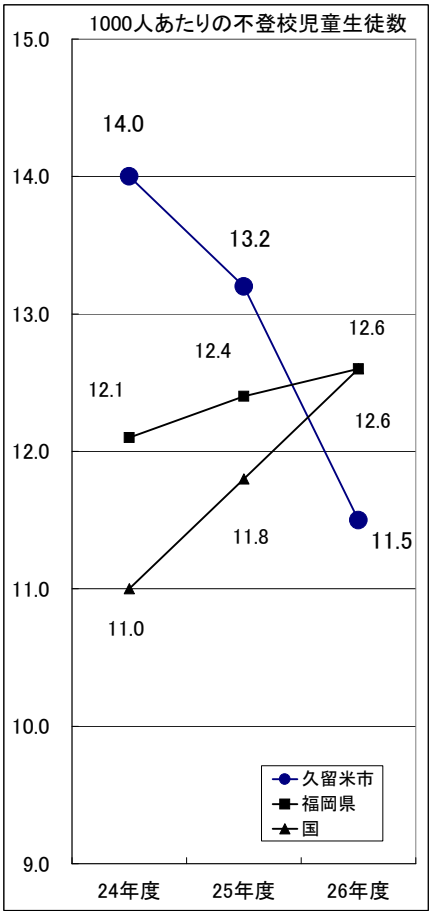

（２）不登校になったきっかけと考える状況別の割合（%）

区　　分		市		県		国	
		小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
学校に係る状況	いじめ	0.0	1.2	1.7	1.5	1.2	1.1
	いじめを除く友人関係をめぐる問題	17.1	21.2	10.2	19.5	11.2	15.4
	教職員との関係をめぐる問題	2.4	3.3	4.2	3.0	3.3	1.6
	学業の不振	4.9	11.2	8.2	14.4	7.0	9.1
	進路にかかる不安	0.0	5.0	0.9	3.9	0.4	1.6
	クラブ活動、部活動への不適応	0.0	3.3	0.4	4.0	0.2	2.2
	学校のきまり等をめぐる問題	0.0	6.2	0.8	6.6	0.6	1.9
	入学、転編入学、進級時の不適応	0.0	7.1	2.4	5.7	2.2	2.8
家庭に係る状況	家庭の生活環境の急激な変化	19.5	5.0	14.2	7.2	9.2	4.7
	親子関係をめぐる問題	24.4	18.7	27.3	15.3	19.1	8.7
	家庭内の不和	4.9	11.6	5.8	7.0	4.7	3.6
本人に係る状況	病気による欠席	2.4	10.8	19.9	12.0	9.2	7.5
	あそび・非行	2.4	12.0	1.4	14.6	0.9	8.8
	無気力	19.5	29.5	23.8	32.2	23.1	27.3
	不安などの情緒的不安	26.8	23.7	27.0	22.2	36.1	28.0
	意図的な拒否	9.8	2.5	5.2	7.1	5.8	5.0

定例教育委員会資料
平成27年10月21日
教育部学校教育課

平成２７年度全国学力・学習状況調査の市町村別結果の公表について

平成２７年度全国学力・学習状況調査の市町村別結果について、福岡県教育委員会から昨年度同様の内容と方法で公表することへの照会があったため、同意することといたしました。

〈参考資料：公表内容等〉

１　内容・形式

市町村ごとに、小学校、中学校それぞれの平均正答率を棒グラフで示す。棒グラフは、当該市町村、福岡県、全国の平均正答率の３本を教科区分ごとに並べた形とする。

２　公表方法

１の内容を福岡県教育委員会が例年１２月に作成する「全国学力・学習状況調査結果報告書」に盛り込み、これを福岡県のホームページに掲載することをもって公表する。

公表イメージ（昨年度の掲載内容）

６　市町村別の状況
■　市町村別の平均正答率の状況

※同意を得た市町村のみ掲載
県教育委員会としては、市町村立学校別結果の公表はしないため、市町村内の学校数が１小学校、１中学校である場合は公表しない。
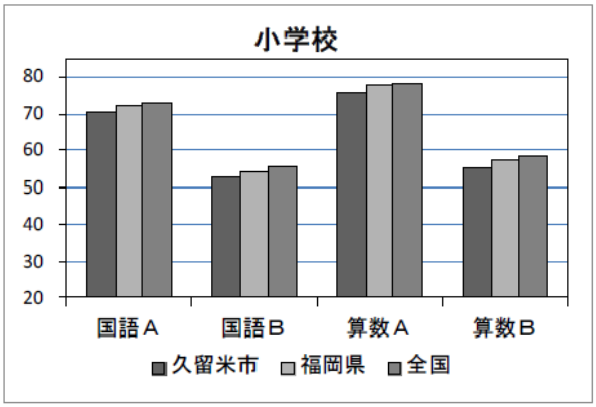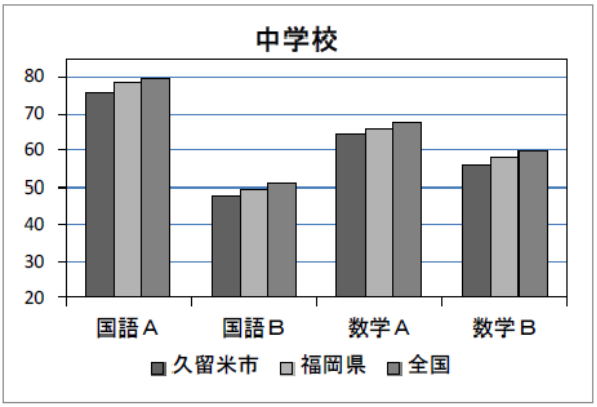
【久留米市】